

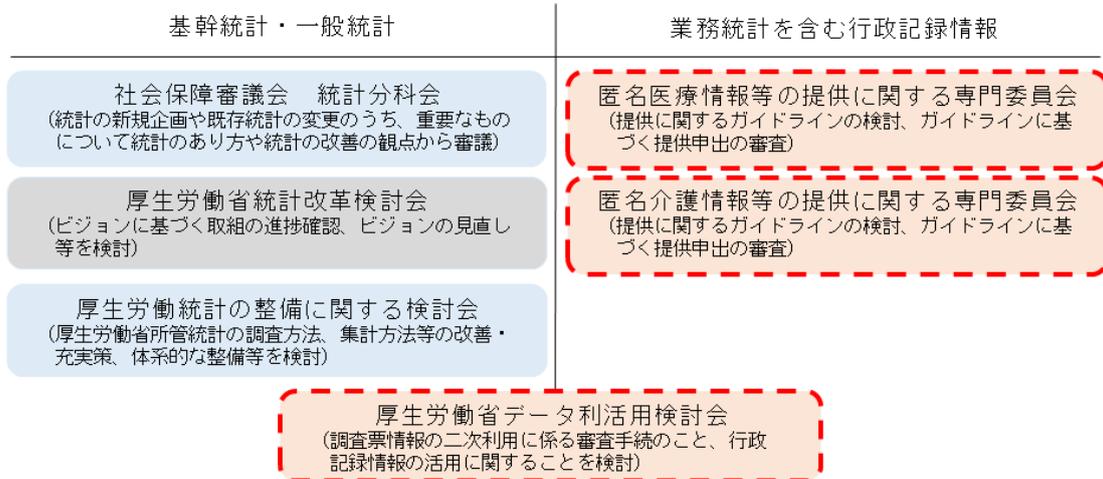
厚生労働省データ利活用検討会報告書

令和3年2月17日

I はじめに

- 厚生労働省では、令和元年8月に「厚生労働省統計改革ビジョン2019」（以下、「ビジョン」という。）を、また、同年10月に「厚生労働省統計改革ビジョン2019 工程表」を策定し、これらに基づき、統計関係の組織改革や業務の改善といった取組を進めている。
- この取組の中で、統計情報や行政システムの設計・利用環境の改善について、外部の意見を取り入れる仕組みとして、厚生労働省データ利活用検討会（以下「利活用検討会」という。）を設置することとされた。
- 厚生労働省では、統計の整備・改善や行政記録情報の利活用促進を検討事項とした審議会、検討会が他にも開催されているが、基幹統計調査・一般統計調査の利活用促進に加え、行政記録情報の活用を幅広く議論した点が利活用検討会の特徴である。

厚生労働省における統計等の整備・利活用に係る審議会・検討会



注) 統計の整備・改善が検討事項 統計等の利活用促進が検討事項 その他

- 利活用検討会は、令和2年5月に第1回を開催し、以降全4回にわたって議論を行った。一連の議論を受けて、基幹統計調査・一般統計調査のみならず、業務統計をはじめとした行政記録情報のデータ利活用に係る現状と課題、具体的な利活用促進策をまとめたものが本報告書である。

Ⅱ データ利活用に係る現状と課題

1 調査票情報の二次利用に関する基本的な考え方

- 基幹統計調査・一般統計調査の調査票情報が広く活用（二次利用）されるに当たって、安全性と利便性のバランスを取ることが必要である。具体的に、調査票情報の提供機関には、以下の点が求められる。
 - ・ （安全性）調査客体としてご協力いただいている点も含め、統計調査に対する国民の信頼を確保する観点から、利用者において調査票情報を適正に管理するための必要な措置が講じられることを確認し、秘密の保護に万全を期すこと。
 - ・ （利便性）利用者に対して、申請手続を簡易なものとし、適正な期間内に、汎用性の高い情報を提供すること。

2 利用者に係る申請書類や審査手続の負担

- 利活用検討会で議論を進めるに当たり、過去に二次利用の経験のある研究者等に対して、「調査票情報の二次利用等の利用者アンケート」（以下、「アンケート」という。調査方法や具体的な回答内容等については参考3）を実施した。
- この結果、まず、申請書類や審査手続に負担を感じていることがわかった。主なものとしては、以下のとおりである。
 - ・ 利用する調査事項（調査票情報）について、「利用目的及び集計様式又は分析出力様式等から判断して、必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないこと。」という条件があるため、必要な変数を指定し、その変数を必要とする理由を説明しなければいけないこと。
 - ・ 同じ統計調査の異なる年次において調査票情報の形式（レイアウト）が異なるため、必要な変数を指定する負担が大きいこと。

- ・ 申請の段階で、集計等を行う具体的な図表を指定することが必要であるが、分析の結果が判明する前に、利用者がどのような図表とするか検討することは難しいこと。
- なお、安全性確保のための取組（申請に当たっての記載事項が一定数あることや申請から承認までに時間がかかること）に対して理解を示す研究者もいる。このような研究者の理解を引き続き維持しつつ、申請の簡素化・効率化に取り組むことが必要である。

3 審査時間の長期化

- 安全性を確認するための審査に関連して、調査票情報の二次利用における審査時間が長期化している。
- 平均審査日数（統計法第 33 条に基づく申請（政策統括官（統計・情報政策担当）分））について、平成 30 年度は 47 日であったものが、令和元年度は 99 日となり、2 倍以上増加している。アンケートにおいても、審査日数が長いという指摘が多く見られた。
- これは、平成 30 年 6 月の統計法改正により、申請様式が大幅に変更され、申請書類が増加したこと、また、これに伴い、申請書類に疑義がある場合の確認や、申請書類の不備を改めるのに時間を要し、審査日数が増大していることが考えられる。
- また、複数の統計調査を二次利用する場合や同一の統計調査であっても複数の年度をまたぐ場合は、前述のように、それぞれの調査票情報の形式（レイアウト）が異なることに加え、申請する統計調査の数が増えるのに伴い、申請内容を確認する担当課室が増えること等から、審査に時間を要する傾向がある。

4 オンサイト施設の本格運用

- 平成 30 年 6 月の統計法改正により、統計法に第 33 条の 2 が新設され、調査票情報の提供範囲が拡大したことに伴い、オンサイト施設で調査票情報を利用するための本格運用が開始された。

- 従来の調査票情報の利用方法とは以下の点で異なるものである。
 - ・ 安全性の確保は、申請者本人ではなく、施設設置者が対応すること。
 - ・ 申請者は、利用に係る事前申請の際、分析の概要だけを伝えれば良いこと。
 - ・ 申請者が、分析した結果をオンサイト施設外に持ち出す場合、オンサイト施設を運営する独立行政法人統計センター（以下、「統計センター」という。）は事後審査を行うものであること。
 - ・ オンサイト施設の利用申出から利用開始までの事前審査の期間は、1か月程度であり、調査票情報の二次利用における審査に要する期間よりも短いこと。

- オンサイト利用に係る調査票情報の提供については、「公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）」（令和元年6月27日）において、「3年以内に、原則として、全ての基幹統計及びニーズの高い一般統計の調査票上をオンサイト施設で提供できるようにする」とされている。しかし、基幹統計調査のうち、オンサイト施設に登録されている統計は、一部にとどまっており、アンケートでは、利便性が良くないとの指摘がある。

- また、オンサイト施設は現在11か所に設置されている。アンケートでは、勤務地の近くにオンサイト施設がないために活用できないといった意見もあった。

5 行政記録情報の活用

- 行政記録情報については、質量ともに統計として集計が可能な要素を備えているという点で、統計活用に馴染むものと、文字情報のみで統計としての集計が難しい等の理由から、統計活用に馴染まないものがある。

- また、収集している情報は、統計利用を目的としていないため、当該情報を統計として利用する者にとって必要となる情報が断片的となること、根拠法令により目的外の利用や、所管課室以外の利用に制限があることといった点もある。

- しかしながら、統計調査の多くが、各種制約を受けて標本調査となっているのに対し、行政記録情報は、収集する根拠となる法令に基づき、収集対象の概ね悉皆を把握できているという利点があげられる。

- そのため、統計として活用できるものに関しては業務統計として公表し、審議会や白書などで活用されている。現在、厚生労働省では「介護給付費等実態統計」など 90 あまりの業務統計を公表している。
- なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）や「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高品質の統計を提供するために～」（令和元年 12 月 24 日統計改革推進会議統計改革新生部会）において、行政記録情報の統計への活用の推進を更に取り組みとしており、政府全体で活用が検討されている。

6 その他の論点

- これらのほか、下記のような現状や課題が、アンケートや利活用検討会の議論において示された。
 - オンサイト施設の存在を知らない。
 - ホームページにおける調査票情報の二次利用に係る情報が分かりにくい。
 - 複数の調査票情報を連結して統計的研究を進めるニーズが見られ、連結するために必要なマッチングキーの整備が課題である。
 - 匿名データは、他の情報と組み合わせることができない、特定の個人、企業、事業所等が判明しないように高度な匿名化措置を施しているため研究に使えない、教育目的で利用する場合も、利用条件や手続が煩雑であり利便性が高くない。
- このうち、ホームページに関しては、利活用検討会の意見を踏まえ、下記の点を修正してきた。
 - ・ 調査票情報等の利用に関するサイトについて、ホームページ内の位置を従前よりも上位レベルとするなど、利用者の探しやすさの観点から改善。
 - ・ 総務省の miripo（※）へのリンクを適切な場所に設置。
 - （※）公的統計のマイクロデータ（統計調査の調査票情報）利用ポータルサイト。「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 2 年 6 月 2 日閣議決定）に基づき、マイクロデータの提供及び活用の推進を目指したサイトのこと。マイクロデータの利用に関する制度の概要や具体的な手続のほか、各府省の利用可能なデータ一覧、マイクロデータの利用実績等を閲覧できる。

- ・ ホームページに掲載している内容がほぼ変わらないにもかかわらず、構成が細分化されている点を修正。

Ⅲ 厚生労働省におけるデータ利活用促進策

- 以上を踏まえ、利用者の利便性向上や、申請から調査票情報の二次利用が可能になる期間の短縮を目指し、厚生労働省が下記のデータ利活用促進策を進めるよう求めたい。

1 審査業務の効率化・人員体制強化

- 申請から二次利用までの期間を短縮するためには、審査業務の簡素化・効率化等を図り審査期間を短縮すること、審査担当者を増員すること、の2つの方法が考えられる。
- 利用者に係る審査手続の負担軽減を目指した、審査手続の簡素化については、安全性と利便性のバランスが重要である。厚生労働省には、現行の統計関係法令の下で、審査手続の効率化の観点から改善できる点がないか検討し、厚生労働省で対応できるものは改善を進めることを求めたい。また、総務省に対しては、アンケートの結果を共有しつつ、申請手続の改善を要望していくことを求めたい。
- また、厚生労働省における効率化の取組として、以下の点について、可能なものから順次進めていくことを求めたい。
 - ・ 過去の申請書類の傾向を見て、申請者に誤解や疑問の生じやすい点については、様式や記入例等の見直し、FAQの新規作成を含め検討すること。
 - ・ 申請書類の確認・審査をどのように行っているのか、申請者に対し、申請申出の時点で、文章で（必要に応じて電話も活用して）伝え、できるだけ不備のない申請を提出してもらえようようにすること。
 - ・ 厚生労働省が保有する調査票情報の利用を、初めて申し出る場合には、現行の電話で利用申出の根拠・目的を伝える方式ではなく、利用者がホームページやメール等による様式に記入し、記入内容に基づいて確認・審査することで、利用申請に係る申請者・審査者双方の負担を減らすこと。

- 審査担当の体制については、利活用検討会の議論の中で以下のような意見があったこと、また、既述のとおり、情報提供までの日数が増加していることに対処するため、その充実に向けて取り組んでほしい。
- 政府の統計調査全体を省庁横断で見直すに当たっては、審査や評価に関わる人的・金銭的予算をもっと増やすべき。そうでなければ、科学的エビデンスに基づく政策立案・評価は「絵にかいた餅」になりかねない。

2 オンサイト施設で利用可能となる統計の拡大

- オンサイト施設は、前述のとおり、利用に係る審査を簡素化し、利用者の負担を減らすものである。また、承認された統計調査の全ての項目を利用できるため、探索的な研究を推進できるなど、調査票情報の二次利用の積極化に資するものである。更に、厚生労働省における調査票情報の情報提供までの期間が長期化する中で、その改善にもつながると考えられるものである。
- 厚生労働省は、令和3年度の方針として、下記のとおりオンサイト施設への調査票情報の提供を進めていくとのことである。特に、提供年数は、調査票情報を提供する側の進捗状況と調査票情報を受け入れる側の体制の準備状況を念頭に、厚生労働省が統計センターとの協議を踏まえて設定したとのことである。利活用検討会としては、この方針に従い、オンサイト施設への調査票情報の登録を順次進めてもらいたい。

(厚生労働省における令和3年度の方針)

- ・ 基幹統計調査のうち、令和2年度までにオンサイト施設で利用可能となっていないものについては、公表されている直近の調査年(度)から最低10年分提供する。
- ・ オンサイト施設で既に数年分利用可能な基幹統計調査については、令和3年度中に、公表されている直近の調査年(度)から最低10年分が提供されている状態にする。
- ・ 一般統計調査のうち、利用者のニーズの高いものについては、令和3年度中に、直近年次1年分を提供する。
 - ※ 以上の方針は原則とし、統計誤りによる修正が発生した統計調査等については、例外を認める場合がある。
- ・ 縦断調査は、複数年次を組み合わせて活用することが想定されるため、上記にかかわらず、調査開始から直近年次まで提供する。

- 令和4年度以降は、直近の統計調査を随時登録することに加え、過去分の調査票情報について、統計センターとの協議を続け、できるだけ早期に利用可能な年次全てをオンサイト施設において利用可能になるよう検討を進めてもらいたい。
- また、オンサイト施設の課題として、勤務地の近くにないため活用できないという意見がある。厚生労働省は、総務省に対して、オンサイト施設を全国的に拡充することを求めてほしい。

3 行政記録情報の活用検討

- 行政記録情報は、統計作成者による統計作成業務における活用と、統計利用者による統計的な活用によって、活用方法が異なるものである。
- 統計作成業務における活用は、①母集団情報整備、②推計精度の向上、③調査項目の代替などが考えられる。これは、厚生労働省のみならず政府全体において取り組まれているものである。今後、引き続き取組を進めていくことを求めたい。
- また、利活用検討会では、雇用動向調査において把握している項目や調査だけでは把握できない項目について、雇用保険と厚生年金保険の情報を活用することはできないかといった点で検討したが、下記のような困難な点がある。
(雇用保険)
 - ・ 被保険者及び受給者のデータしか把握しておらず、全ての雇用者を把握できない。また、保険給付に必要な情報しか把握していない。
 - ・ 具体的には、被保険者資格取得時の賃金月額や、基本手当等の受給資格決定された者の離職時の賃金月額を把握しているが、受給しない者及び受給資格がない者の離職時賃金月額を把握していない。
 - ・ また、最終学歴など個人の属性や、死亡と出向を区分することや、離職理由の詳細は把握していないため、受給者の転職理由別に転職前後の賃金変化を把握することができない。
 - ・ 企業は、各事業所の雇用保険の手続を一括して申請することが可能である。このため、地域別の事業所情報を正確に把握できない場合がある。

(厚生年金保険)

- ・ 被保険者個人の標準報酬月額を把握できている。しかし、標準報酬月額は実際の賃金を上限のある大まかな区分（8.8万円から65万円までの32区分）に当てはめたものであることや、報酬が昇（降）給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わった場合を除き、年に一度の定時改定となっていることから、細かな賃金変化を捉えることができない。
 - ・ 企業は、各事業所の厚生年金保険の手続を一括して申請することが可能である。このため、地域別の事業所情報を正確に把握できない場合がある。
- 以上のような行政記録情報が、統計調査の代替になり難いとしても、行政記録情報を活用することで、補完的な情報が得られないか、その方策の検討を求めたい。
- その際、令和3年9月を予定しているデジタル庁設置の動きに関連して、デジタル・ガバメント閣僚会議においてとりまとめられた「データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ」（令和2年12月21日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に盛り込まれている、ベース・レジストリ（※）整備の動きを踏まえて検討を進めることを求めたい。
- （※）公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース。
- 統計利用者としては、EBPM（Evidence-Based Policy Making）の観点で行政記録情報の活用を促進できないか。具体的には、ビジョンを根拠に設置されたEBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（以下、「若手チーム」という。）がある。
- 若手チームの目的は、EBPMで用いられる政策の効果検証の分析手法を、OJTを通じて習得し、公表できる成果をまとめることである。
- 利活用検討会としては、若手チームが、行政記録情報を所管する課室の協力を得て、行政記録情報の分析に着手し、政策立案に資するエビデンスを提供することを進めてほしい。また、分析結果を行政記録情報の所管課室をはじめ広く共有することで、職員の統計リテラシーを高め、行政記録情報の更なる活用につながるといった好循環を構築することを期待したい。

4 ホームページ等における広報・周知の充実

- ホームページの改善については、利活用検討会での意見を踏まえ、今後も必要に応じて見直しを進めてほしい。
- また、厚生労働科学研究費の申請段階等での周知を、引き続き進めるとともに、周知方法の拡充として、学会と協力して周知を進めていくことを求めたい。
- オンサイト施設の周知について、令和3年度以降、利用者がオンサイト施設に登録されている調査票情報の二次利用を厚生労働省に申請する際に、厚生労働省は、オンサイト施設の利用を打診することを求めたい。

IV データ利活用に係る中長期的課題

- 更なる利活用のためには、厚生労働省だけでは解決できないものがある。利活用検討会では、今後検討すべき中長期的課題として、マッチングキーの整備とリモートアクセスの整備について、以下のとおりまとめた。

1 マッチングキーの整備

- マッチングキーとは、複数の調査票情報を連結させるために必要となるものである。アンケートにおいても、個人情報の保護を意識しつつ、連結して研究を行いたい旨の意見があった。
 - ・ なお、マイナンバーの利用を要望する旨の回答が見られた。現時点では、マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号））の規定により、統計の作成を目的として用いることはできないが、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」における議論を踏まえた動向には注視が必要。
- 利活用検討会では、マッチングキーとなりうるものとして、法人番号の活用が議論された。法人番号は、国税庁のサイトを検索すると企業名が判明する性質を有するものである。厚生労働省では、平成29年度以降に企画する統計調査のうち、企業、事業所を調査対象とするものについて、調査票の改正等、準備が整ったものから法人番号の記入を求めている。

- 調査票情報の提供に当たり、これまで法人番号の利用は、匿名性担保ができない点を理由として、一部の統計調査において提供不可としてきた。
- しかし、事業所母集団データベースの充実、複数の調査票情報を連結すること等の目的で把握している法人番号の趣旨を踏まえ、匿名性を担保できる範囲で、提供していくことを期待したい。

2 安全性と利便性を両立させたりリモートアクセスの整備

- 先述したオンサイト施設は、安全性確保のため、施設内は施錠し、監視カメラ等でデータの不正持ち出しを禁止しつつ、クラウド技術を活用し、高い安全性を担保している。しかし、この点に関して、利用のメリットがあまりないと感じる研究者がいる。
- アンケートや構成員からは下記のような意見があったことから、調査票情報の分析をオンサイト施設だけでなく、例えば一定の要件を満たす大学の研究室等においても可能とする仕組みを検討するよう、厚生労働省は、総務省に意見を伝えてほしい。

(オンサイト施設に対する意見)

- オンサイト施設利用を拡充する場合、設置地域の拡充、費用負担及び利用時間の制約などによる利用者側のコストが検討課題。様々な制約からオンサイト利用が広がらず、結果として磁気媒体の提供も併存し、審査に時間がかかり、実質的な安全性が確保しにくいなど懸念がある。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に伴う、オンサイト施設利用の困難化や、テレワークの促進とも関連し、在宅、研究者が自身の研究施設からデータにアクセスする環境は非常に重要であり、オンサイト施設の遠隔利用も検討が必要。今後の利便性向上と安全性確保の両立を図るという観点から、政府部局内のサーバで全ての計算処理を行い、結果だけを取り出せる形のリモートアクセスシステムが望ましい。
- スウェーデンでは個票データを使う研究者の所属機関に、データの整備・管理・運営・審査料を課金することにより、「研究施設から直接、統計省のサーバにアクセスできるシステム」を構築している。研究倫理・罰則は厳しいが、当該システムで研究者は各種調査票情報のマッチングや、各種統計ソフトによる集計が可能で、統計省のチェック後に結果だ

けを手に入れることが可能となっている。日本でも同様のシステムが導入できないか。

3 その他利活用検討会において議論された事項

○利活用検討会においては、他に下記の点に関する議論がなされた。可能なところから検討を進めることを期待したい。

(教育・啓発の重要性)

- ・ 調査客体として統計調査の回答に協力していただく点と、質の高い政策立案・評価のための科学的エビデンスを構築する点のために、統計やデータに対する国民の理解が不可欠である。
- ・ 国民の理解を更に深めることを目的として、統計に対する教育や啓発をこれまで以上に進めることを政府全体で検討していくよう、厚生労働省は総務省に意見を伝えてほしい。

(匿名データの位置づけ)

- ・ 匿名データは、運用が開始された平成 20 年時点で、その利活用促進が期待されたものである。しかし、匿名データの利用件数は、年に数件にとどまっている。
- ・ また、オンサイト施設の基盤となるクラウド技術について、その安全性が発展したことにより、匿名データを積極的に活用する誘因があまり見られない。
- ・ 現行の調査票情報の提供だけでなく、オンサイト施設の利用等、利用者にとっての選択肢が増えている中で、匿名データをどのように位置づけていくかは今後の課題である。行政のリソースが限られていることを勘案し、今後は新たな匿名データを作成せず既存の匿名データの運用も縮小する体制をとる等の位置づけを総務省が検討するよう、厚生労働省は意見を伝えてほしい。

厚生労働省データ利活用検討会開催要綱

1 目的

真に国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成することを目的とした「厚生労働省統計改革ビジョン2019」に基づき、調査票情報等の一層の有効活用に向けた取組の推進やデータの一元的な保存の推進に取り組むため、学識経験者等からなる「厚生労働省データ利活用検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、専門的な見地からの検討を行うとともに、意見・助言を得るものとする。

2 検討事項

検討会は、主として次の事項について検討を行う。

- (1) 基幹統計調査や一般統計調査の調査票情報の二次利用の利用促進に関すること
- (2) 行政記録情報の利用促進に関すること
- (3) (1) (2) の検討を通じて得られた知見に基づき、時代に即した既存統計等の調査項目等の見直しに関すること
- (4) データの一元的管理などその他データの利活用に関すること

3 構成員

検討会の構成員は別紙のとおりとする。

なお、構成員の任期は1年とする。

4 運営等

- (1) 検討会は、政策統括官（統計・情報政策担当）が、有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (3) 検討会に座長代理を置くことができる。座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他の正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

- (6) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他の正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (8) 検討会の庶務は、政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（企画調整担当）付審査解析室において行う。
- (9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、政策統括官（統計・情報政策担当）が座長と協議のうえ定める。

別紙

厚生労働省データ利活用検討会開催要綱 構成員

(五十音順、敬称略)

◎阿部 正浩 (中央大学経済学部教授)

川口 大司 (東京大学大学院経済学研究科教授)

野口 晴子 (早稲田大学政治経済学術院教授)

【オブザーバー】

川崎 茂 (日本大学経済学部特任教授)

◎は座長

第1回 令和2年5月22日

- (1) データ利活用検討会の開催及び座長等の選任について
- (2) 厚生労働統計に係るデータ利活用の現状と課題について
- (3) 調査票情報の利用申請者等に対するアンケートについて

第2回 令和2年11月6日

- (1) 第1回 検討会における各委員からの意見について
- (2) アンケート集計結果について
- (3) オンサイト拡張方針への対応について
- (4) その他

第3回 令和2年12月23日

- (1) 雇用動向調査の代替可能性について
- (2) データ利活用検討会 報告書骨子案について
- (3) その他

第4回 令和3年2月5日

- (1) データ利活用検討会 報告書案について

調査票情報の二次利用等の利用者アンケート

1. アンケートの目的

厚生労働省における調査票情報の二次利用等にかかる利用者の実態を把握し、今後の改善につなげること

2. アンケート対象の範囲

(1) 地域的範囲 全国（匿名データの場合は海外もありえる）

(2) 属性的範囲 利用申請の連絡先担当者

※回答は事務担当者ではなく利用申請者（企業、法人等の場合、組織ではなく実際の利用申請者）を基本とする

3. 報告を求める個人

(1) 数

- ・ 33条（調査票情報） 100人程度
- ・ 34条（オーダーメイド） 5人程度
- ・ 36条（匿名データ） 5人程度

(2) 選定の方法

令和2年5月末までに利用承認され、提供した者（地方公共団体等の場合を除く）について遡って選定
ただし、同じ申請者は除外

4. 基準となる期日又は期間

令和2（2020）年7月27日（月）～8月31日（月）

5. アンケート経路 厚生労働省 - 研究者

6. アンケート方法 オンライン（電子メール）

7. アンケートの周期 1回限り

8. 実施期間 令和2（2020）年7月27日（月）～8月31日（月）

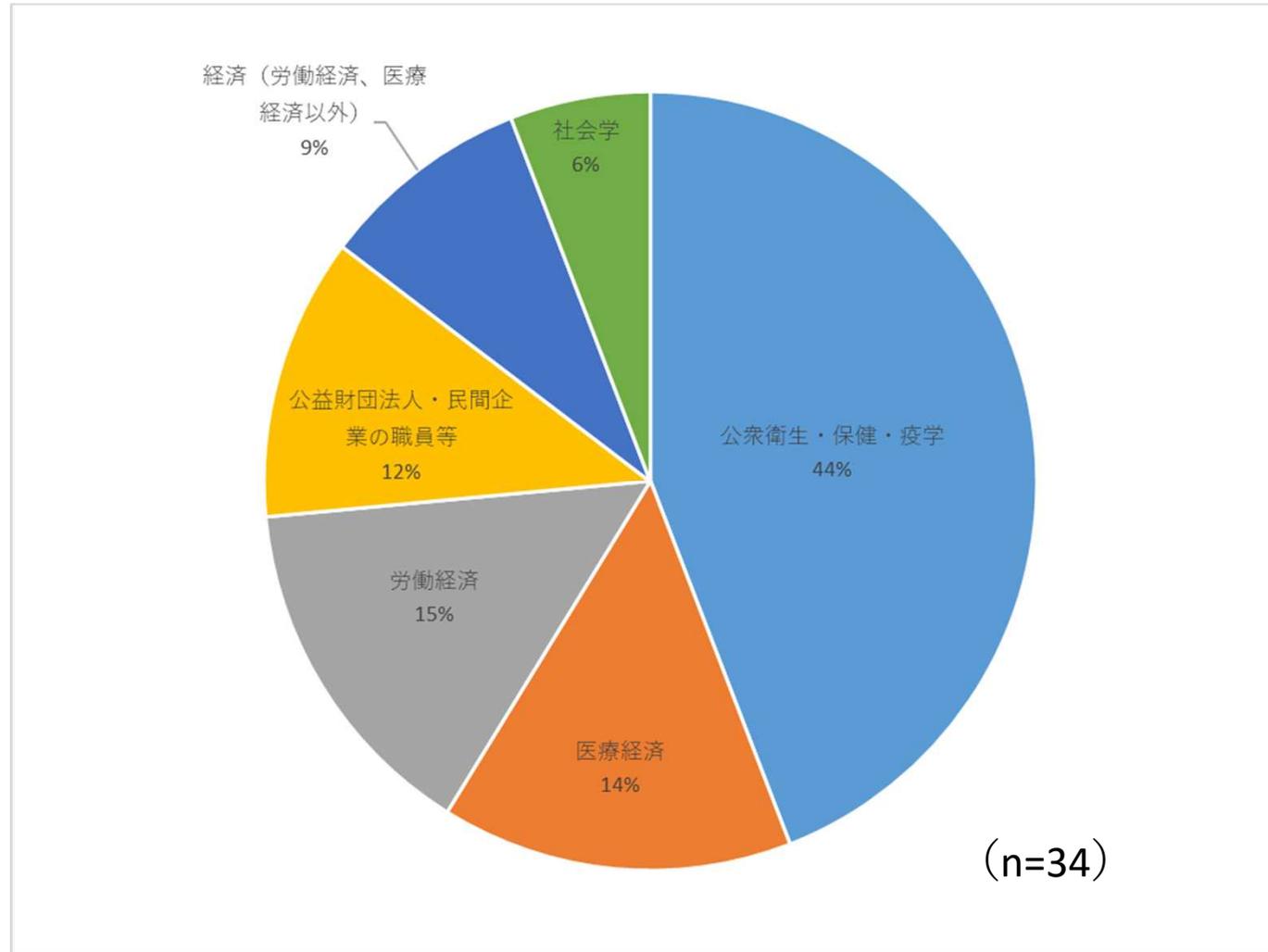
9. アンケート用紙の提出期限 令和2（2020）年8月31日（月）

10. 公表方法 第2回厚生労働省データ利活用検討会にて公表（当該検討会HPにも掲載）

調査票情報の二次利用等の利用者アンケート回収状況

	配布数 (①)	回答数 (②)	回収率 (②/①)
調査票情報の利用 (33条)	117	32	27%
オーダーメイド (34条)	5	1	20%
匿名 (36条)	5	1	20%

調査票情報の二次利用等の利用者アンケート回答者の専門分野

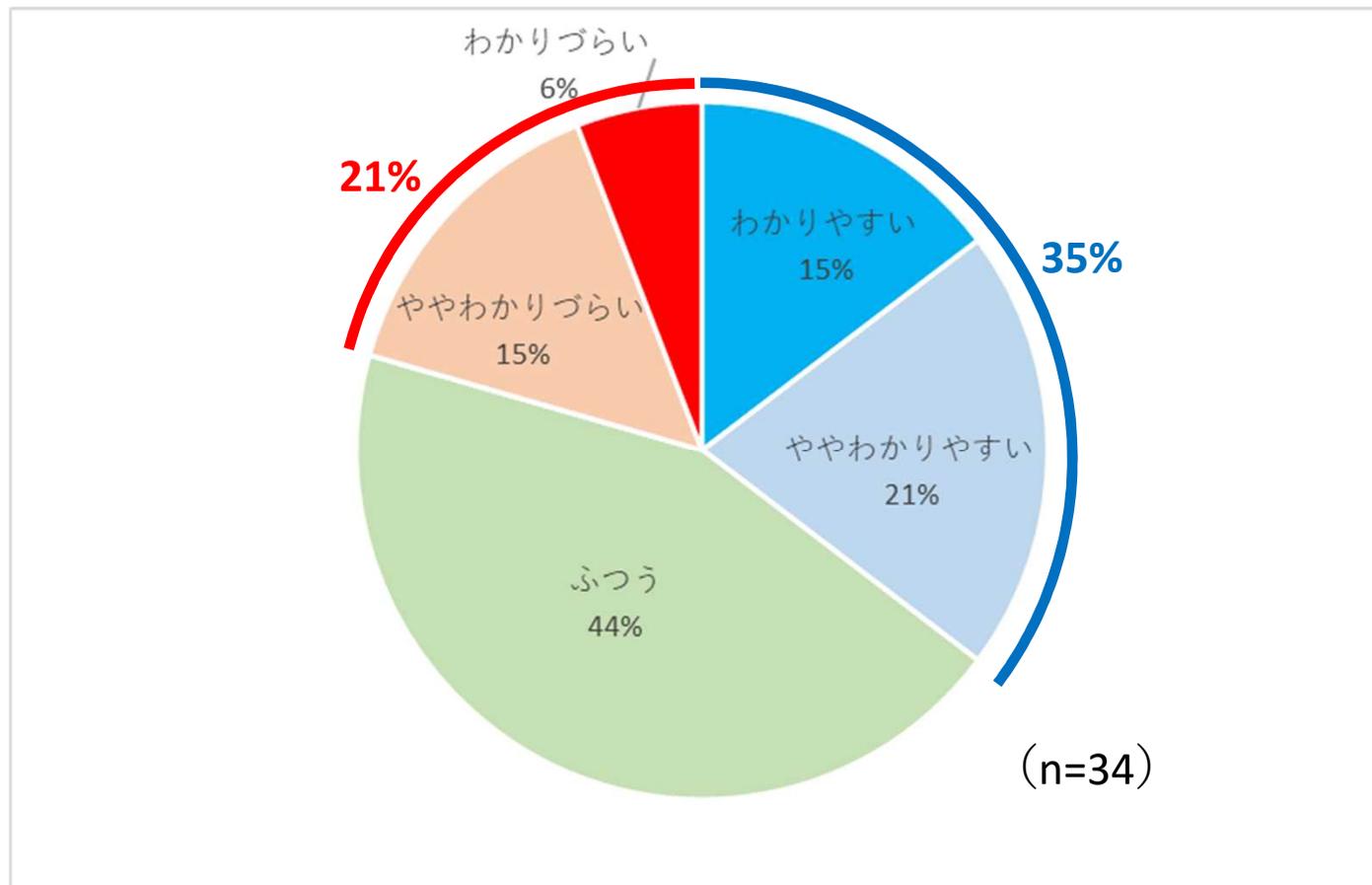


※大学のホームページ等を参考に分類。医療経済以外の医療は全て「公衆衛生・保健・疫学」とした。

(1) わかりやすさ、負担及び不満

厚生労働省HP上での調査票情報の二次利用等に関する周知について「わかりやすい」及び「ややわかりやすい」が約4割強、「ふつう」が約4割強、「わかりづらい」及び「ややわかりづらい」が約2割となっている。

問1-1 厚生労働省では、主に当省HP上で調査票情報の二次利用等に関する周知を行っていますが、その場所や内容はわかりやすいものとなっていますか。



わかりやすさについて賛否両方の意見があった。フロー図等の手順の明示等の改善意見に加え、「結局事前相談窓口相談するので、あまり見ることはありません」、「わかりやすくしたら利用者が増えるようなものでもない」等そもそもホームページ等の改善自体に否定的な意見があった。

問1-2 わかりやすさについて具体的な意見があればお願いします。

意見（《 》は事務局コメント（以下同様））

レイアウトとしてはすっきりしているので「わかりやすいです」が、公的研究と学術研究の区別が少しわかりづらい印象があります。

どの申請手続きを行うべきかが、公的研究、学術研究等明確に示されている点が分かりやすいと感じました。

フロー図等が掲載され、調査票情報の二次利用に関する事項が一括してパッケージされた手引き書のようなものがあるとわかりやすいかと思われました。実は以前に貴省が作成された会議資料（PDF資料）がインターネット上で検索され、そちらを参考にさせていただいた経緯があります。こちらの資料はプレゼン資料のような体裁でしたので、非常にわかりやすかったです。

具体的にどのようにすれば、どのデータが利用できるのか、分かりにくいと思います。具体的に手順を明示していただくとよいと思います。

一覧表がPDFを開かなくても確認できる方がより良い。FAQのページがあるとより良い。

- ・二次利用が具体的にどのようなことを想定しているのかが、初めてHPを見た人にはわからないように思われます。二次利用とはどのようなものか、概要を冒頭に記載したほうが良いと思います。
 - ・オンサイト利用やオンサイト施設の説明がないので、初めての方はわからないと思います。
 - ・もっとも、利用しようとする人は、これらのことはわかっているはず、ということであれば、このままでも良いかと思いますが、実際そうでもないことも多いと思います。少なくともオンサイトに関してはもう少し説明があったほうが良いように思います。
 - ・学術研究の説明の冒頭に、「公的研究」と入っており、その前段の公的研究との違いがわかりにくい感じがします。公的研究の説明で、「国立大学等公的機関の方」とあると、国立大学は公的研究、それ以外は学術研究、というように見えますが、リンク先の説明と合わない感じがします。
- 《アンケート後に利活用検討会での御意見を踏まえてホームページの改正を行っており、簡潔な説明を行う形としたとともに、オンサイトについては、更に詳細な説明のあるHP（miripo）へのリンクを新たに張ってます。学術研究の説明における公的研究は、学術研究を前提に、公的機関による研究、公募による補助を想定しているものです。》

わかりやすくしたら利用者が増えるようなものでもないので、わかりやすくする必要性は低い。

内容は比較的わかりやすいが、場所がややわかりにくい。「研究者へ」のようなタブがあれば場所がわかりやすくなると思います。

探そうと思えば、たどり着けると思います。

場所は辿り着きやすい場所にあるので良いと思います。内容については、結局事前相談窓口に相談するので、あまり見ることはありません。自分の利用したいケースがどのケースに当たるのかのガイダンスがあると親切だと思います。

指摘されるまで気づきませんでした。該当ページの一つ上位のページは「各種統計調査」です。「最近公表の統計資料」を確認するために、「各種統計調査」のページにはよくアクセスしています。「各種統計調査」のページの内容は、一般向けの内容。「調査票情報等の利用」ページは、一般向けとは言い難い。「研究者向けのサイト」「より詳しく知りたい方へ」というように、サイト利用者のタイプ別誘導があると便利です。

《研究者だけでなく、公的機関（地方公共団体等）も利用していることから、厚生労働省ホームページのトップにある「統計情報・白書」から「調査票情報を利用したい方へ」という形で誘導しています。》

他省庁と併せて、個票データ等が利用可能な調査をまとめたサイトがあれば、なお分かりやすいと思います。

《既に、リンクしているmiripoのサイトに他省庁も併せた当該サイトがあります。調査票情報の利用であれば、<https://www.e-stat.go.jp/microdata/data-use>にあります。》

「統計情報をご利用の方へ（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/goriyou/>）」のページから、「調査票情報等の利用（<https://www.mhlw.go.jp/stf/toukei/goriyou/chousahyo.html>）」に遷移できると、データの使用方法が分かりやすい。

厚労省の補助事業の中での利用だったため、担当課の協力が得られたことから、厚労省担当課の方よりURLや申請手順などの情報を教えて頂きました。そのようなサポートがなかったら、統計情報を二次利用する手段があることを知ってはいましたが、情報をみつけたり、手続きを理解したりするのに、もう少し時間がかかったと思います。

必要な情報は提供されていると思います。

新型コロナウイルスに係る対応等優先について告知があり良かったです。

このようなページができていたことを知りませんでしたが、できてよかったです。

はじめてみたのですが、よく整理されていてわかりやすいと思います。

問1 - 2 意見まとめ

	意見内容	意見数
内容	高評価（わかりやすい・必要な情報は提供されている・できてよかった等）	6
	利用区分がわかりづらい	2
	利用区分がわかりやすい	1
	フロー図・手引き書・手順作成	2
	FAQ作成	1
	概要作成	1
	わかりやすくする必要性は低い	1
場所	わかりにくい	1
	たどり着ける	1
	良い	1
	利用者（利用ケース）別誘導の作成	3
	他省庁と併せて利用可能な調査をまとめたサイト作成	1
	リンク設置（「統計情報をご利用の方へ」→「調査票情報等の利用」）	1
	一覧表PDFをHTML化	1
その他	あまり見ることはない	1
	厚労省担当課から教えてもらった（厚労省の補助事業）	1
	知りませんでした、気づきませんでした、はじめてみた	3

利用手続きについての主な意見は、

【申請書類】

内容簡素化、電子申請化、使用可能調査票情報の項目一覧表の公開 等

【審査にかかる指摘】

対応が親切・丁寧・指示的確等、審査事項・手続きの簡素化を求める声と現行審査の必要性を理解する声の両方の意見、（利用調査項目の有無に関わらず）全調査項目の提供 等

【承認・提供までの日数、費用】

日数が長い、メール等に対する早期返答要望、短かった・短縮された、妥当（秘匿性の高い統計利用の審査はある程度の審査時間が必要）等 となっている他、一部誤解の疑いのあるものがあった。

問2 ご自身が申請した当省の調査票情報（個票データ）、オーダーメイド集計または匿名データの利用手続きについて、お伺いします。

申請手続きについて、負担や不満を感じる点はありますか。その内容を具体的にお答えください。
（手引き、申請書類、審査にかかる指摘、承認・提供までの日数、費用など）

【手引き】

調査票情報の申請手続きについては、申請から承認・提供までの日数が長いと思います。オーダーメイド集計については、ぜひ利用したいと思いながら、手続きと費用について未知の部分が多くていまだに利用に至っていません。特に、手続きについてわかりやすいマニュアルがあればいいなと思います。

《オーダーメイド集計についても手引きがあります。》

【申請書類】

申請書類を紙媒体で必要な点は不便に感じました。PDFで提出できると簡便です。また、承認までに時間がかかる印象です。

使用する変数のリストを作る作業が大変です（データレイアウトの色付け、記述統計の表等）。チェックされる側も抜けがないか確認するのが、大変だと思います。研究課題とデータ管理の方法が申請書類に明記されていれば十分な気がしますが、どの変数を使うかについて、把握する必要があるのでしょうか？ただし、その場合、別々のデータを連結できる可能性があるので、連結する場合は、事前に申請が必要とすればよいのではと思います。

《利用しない調査項目を提供しないためです。》

電子的に入力・申請ができない点。すべて docx や xlsx ファイル形式でやり取りした上に、印刷捺印提出するのは、審査・申請者双方に無駄が多いと感じる。電子的に申請するフォーマットや、科研費登録情報または Researchmap などと連携する機能があれば、統計調査名や、氏名および所属情報を繰り返し入力する必要がなくなるだけでなく、そのフォントの誤りや空白スペースの有無などの確認・修正のやり取りもなくなると考える。

《科研費登録に必ずしも統計調査名が記載されていない、他省庁分の科研費もあること等から、迅速な導入は困難です。》

【申請書類（続き）】

(1) 申請段階で使用する項目を逐一書き出したうえで具体的な図表の仕様まで指定しなくてはならないのが、申請者にとって負担になるだけでなく、確認のやり取りで厚生労働省の人的リソースも浪費しているように感じます。国民生活基礎調査などの、よく申請される調査に関しては、すべての項目を提供し、問題のある公開の仕方をしていないかは成果物のほうでチェックする、というやり方はできないのでしょうか。

《オンサイト施設を利用できれば可能です。》

(2) 全体的にすごく時間がかかり、申請の根拠となる科研費の研究期間の半分以上が待ち時間で消えてしまうこともあります。絶対的に人手が足りていないのだらうとは思いますが、申請書の内容や審査事項を簡素化することで少しは短縮できないものなのでしょうか。

2019年度に初めて自身が代表研究者になり申請を行いました。最初のご相談から実際の統計利用開始(統計情報の提供)まで半年ほどかかりましたが、統計担当の方々も多くの案件を抱えられており期間等に特に不満はありません。大学院生の頃から申請手続きの様子や手順については研究の補助を通じて指導教員や先輩からノウハウを学んでいたのですが審査にかかる指摘等は特に負担に感じませんでした。利用者側としてはより簡潔なものが好ましいのですが、統計利用の審査は重要であり、ある程度の時間や審査は必要であり、現状での利用手続きは妥当だと考えます。

申請書類の利用項目および利用方法に全ての利用情報を記載する必要があるために、集計様式等の添付書類が大部になることがあります。数少ない職員で対応していただいているのは重々承知しているが、承認・提供までの日数は短ければ短いほどありがたいです。

調査票情報申請の負担が大きいと思います。第一に、分析手法や使用する変数は、変数の分布や欠損値の多さ、他の変数との相関、他の項目との一貫性から示唆される信頼度、等によって変わるため、マイクロデータを見る前に決めるのは困難です。

《オンサイト施設を利用できれば可能です。》

第二に、最大30年間以上のデータを申請しますが、年度別に使用する変数を指定しなければならず、同じ変数でも頻繁に変数名が変わることもあり、大変な労力がかかります。

《年度ごとに調査項目、調査票情報のデータレイアウトが変更されているため、対応困難です。》

第三に、書類提出から承認・提供までの日数は、今までは1~2か月程度で、それでも科研の期間が2年の場合は長く感じましたが、今年度はさらに時間がかかる見込みと担当者の方から伺い、心配しています。

《現在、新型コロナウイルスに係る対応等優先のため、調査票情報の利用申請から提供までの期間に大幅な時間を要しております。利用希望の皆様にはご迷惑おかけしますが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。》

第四に、科研期間終了後に査読誌の審査で分析の変更や追加が必要になった場合にはその都度申請が必要になりますが、修正後に掲載不可となり別の査読誌に投稿することもありますので、何度も再申請が必要になる可能性があります。

《利用目的からみて合理的な理由があれば、研究期間以後の期間を含めた利用期間を申請することは可能です。また、承認後に利用期間を延長する場合、利用期間内に承認が間に合えば変更申請可能です。利用期間終了後の利用は、再申請が必要となります。》

【申請書類（続き）】

申請書類にどのようなことを書くかについて、少し悩みました。問1で回答したとおり、補助事業の担当課の方にご丁寧にサポートを頂き、必要事項を統計のご担当に確認頂きながらの作成でした。サポートがないとわかりにくかったかもしれません。提供までの日数は、「時間がかかる」と聞いていたので、覚悟していたよりはスムーズだったという印象ですが、なるべく短い期間で提供頂けるとありがたいです。

「統計調査の調査票様式一覧」は公開されているものの、調査票情報の項目一覧表が公開されていないため、申請前にどのような情報が取得可能なのかが分かりづらい。

個票データの申請書類の作成には手間がかかり、その上申請を済ませた後も提供されるまで随分と長い間待たなければならない。

【承認・提供までの日数】

申請書類のなかで集計表および推計結果の作成において何度かやり取りが求められますなかで、申請から提供に至るまでに半年以上になりましたことが負担になりました。

以前に比べて、審査にかかる時間などが随分と短縮されていると思いますし、親切に対応いただいております。不満はありません。

統計公表後、1年以上経たないと、個票データの申請ができないので、もう少し、早く利用できるようにしていただきたい。

承認までの日数は短縮されたと思います。ただ、もう少し手続きの煩雑さが軽減されると利用者側としてはありがたいです。

今回は例年より9ヶ月送れたため、死亡小票の保管期限が迫ってきているので困っている。せめて遅れは年度内にして頂きたい。許可証1枚のみが送られてくるが、どれが申請書の最終版かの保管はこちらにゆだねられているので、最終版もPDFにする、あるいは許可証と同時にファイルを添付するなど、最終バージョンを明確にして欲しい。

《基本的には申請書類は申出者が作成、提出するものですので、最終版の申請書類は申出者において管理をお願いしています。》

※申請回数が2回目以降の場合、審査時間が短くなっている点について指摘があったが、これは、申請者が申請書の作成経験があること、審査内容が前回以前と重複することがあること等が理由と思われる。統計法改正に伴い、申請書類が増えた後は、申請回数が2回目以降であっても審査時間が必ずしも短くなるわけではない。

【審査にかかる指摘】

担当者が修正点の指摘等を丁寧に対応してくださったので、とてもやりやすかったです。ただし、2020年に新型コロナ問題が発生してからメール等に対する反応がありません（電話して確認して、対応いただけるとの回答を得ましたが、それ以降もメールに対する返答が1ヶ月以上たってもありません）。

これまで保健福祉動向調査や国民生活基礎調査の個別データを利用させていただきました。担当された職員の方は、こちらの申請書類を丁寧に添削していただくなど、大変ありがたかったです。私は海外の行政調査の公的データの分析もしているのですが、その経験からすると日本の公的データの取得はやはり大変というのが正直なところです。米国の場合、NHIS（The National Health Interview Survey）やBRFSS（Behavioral Risk Factor Surveillance System）の匿名個別データは誰もが自由にダウンロードできます。申請書類は必要ありませんし、自分の名前を登録する必要すらありません。個別データとはいえ、匿名化しているので、研究のためなら勝手に使って良いということだと思います。米国と比較すると日本の行政データの取得はやはり手続きが多すぎる気がします。海外の研究者がアクセスするのは非常に難しいと思います。米国のようにオープンデータを進めていただくとありがたいのですが。

《アメリカでは、強度に匿名化措置を施したパブリックユースファイルは比較的自由にダウンロード可能だが、調査票情報の個票データの利用はオンサイト施設に限られるため、日本と比較して手続きが少ないということはないと想定される上、電子媒体での提供は行っていないと聞いています。諸外国でも把握している限りでは、調査票情報の個票データを自由にダウンロードできるケースは承知していません。》

【苦情・御礼】

昨年度、手続きに関して貴室ご担当者様にメールで問い合わせをしてもお返事をいただけず、何度も何度もメールを差し上げ、お電話をしてもまったく手続きが進まず、半年近くの時間を無駄にいたしました。今年度になりご担当者様が代わられ、従来どおり(一昨年度までと同様に)スムーズに手続きが進みました。ご担当者様によって著しく対応やスピードが変わるというのは組織として改善の余地があるかと思われます。

《先に届いた物から処理している関係上、順番が回ってきたところから急に手続きが進んだり、繁忙期や、引き継ぎはあるものの人事異動直後における担当の不慣れ、利用する調査数や年次数など様々な要因で処理に時間がかかる場合があります。また、現在、新型コロナウイルスに係る対応等優先のため、調査票情報の利用申請から提供までの期間に大幅な時間を要しております。利用希望の皆様にはご迷惑おかけしますが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。》

【苦情・御礼（続き）】

【不満】

・ 科研費のシフト（旧→新）のみが理由の実質的な継続利用の申請でも、新規申請と同様の手続きと待機日数が必要であったこと。

《利用する調査票情報が同じでも、他の申請内容が異なる場合等、新規申請手続きとなる場合があります。》

・ 書類に不備があった際に、具体的な対応をたずねても一切返信がなく、書類を再度提出してもなんの音沙汰もなかったこと（いずれも、メールを受け取ったかどうかさえの連絡もない）。

→そのために、半年以上研究がストップしているプロジェクトがある。

・ 調査票の項目にあるにもかかわらず、特に合理的な理由もなく「その項目は利用できません」と一点張りの対応であったこと。

→そのために、研究計画の大幅な変更を余儀なくされ、分析の質も著しく低下した。

《利用できない調査項目（例えば「法人番号」）には、利用できない理由（「法人が特定されるため」）があり、現在の審査担当は理由をご説明しております。》

特にごさいません。事前にご担当に相談させていただいた折には申請方法等につき丁寧にご教示いただきありがたかったです。

特に負担に感じることはありませんでした。申請から承認・提供までの時間は比較的短かったと思います。指摘事項は的確でメールでのやり取りでレスポンスが早かった。

申請手続きの窓口になっていただいた方にはとても感謝しております。丁寧にご対応いただきまして大変ありがとうございました。

手引きや申請書類がわかりやすく整理されており、また担当者からの指示も明確だった。提供までの日数にも不満は感じなかった。

厚労省の担当の方は大変親切に対応してくださいました。

【その他】

審査や承諾は丁寧に作業する必要があるため、時間がかかることは止むを得ない面もあります。申請者と審査者との作業負担を減らすために、〇〇調査の二次利用申請を行った者へは〇〇調査の管理状態でデータを渡す方法（データを全部渡す方法）を採用してはいかがでしょうか。申請者にとってのメリットは(1)テーブルアウトへの色塗り作業が不要になり、(2)申請漏れが生じなくなることにあります。また、審査者は(1)申請内容と必要データとの整合性の確認作業を行う必要がなくなり、(2)申請があった項目だけのデータ抽出作業もなくなります。

悪意のある利用者がある可能性をゼロにはできません。不適切な利用をさせないようにするために申請内容と必要データとの整合性の確認作業をなさっているのだと思いますが、整合性の確認作業を行なったとしても悪意をもって二次利用をしようとする人を完全に排除できる訳ではないです。悪意のある者へは罰則を強化するなどの対応が考えられると思います。

【その他（続き）】

個票データの利用申請に関して、繁忙期か閑散期かによって多少の違いが出るのは仕方ないと思いますが、担当の方によって提供までの日数にかなり違いがありました。申請書類ももう少し簡素化し（特にエクセルの質問項目を一つ一つマークする書類）、使用可能な変数も一覧にして頂けると助かります。また、実際には様々な変数について試行錯誤をしながら分析を進めることが多いので、申請時に利用する変数を定めるのではなく、全データを提供して頂いた方が、申請から提供までの時間も削減でき、有難いと思っています。

他省庁（経済産業省、総務省統計局）と比べて、手続きはわかりやすく、また早いと思いました。応募に必要な書類や記入項目は、いずれも貴省にとっての必要性が理解できるものです。事前審査用の書類をお送りしてから、検討の結果（修正要求など）が戻ってくるのも数日以内でたいへん助かります。確かに、書類を作成し、事前の審査を受け、本審査の後、データを受け取るまで、1か月程度は要しますので、人によっては手間や時間がかかりすぎると思うかもしれません。しかし、貸与を受けるのは秘匿性の高いデータですので、この程度の手続きの負担は自然なものだと私は思います。あえて不満な点を1つ述べれば、これは統計法の問題で貴省の問題ではないのですが、私立大学所属の研究者が国立大学等公的機関の研究者と異なる扱いを受けていることがあります。私のような私立大学所属の研究者の研究が「公的研究」（統計法第33条第1項）の対象と認められるには、科研費を得るなど、追加の条件が求められます。これは時に非常に不便です。

《研究者の研究であれば、通常国公立大学等公的機関と私立大学との間に差異はなく、公的研究であることを証明するために、例えば科研費を得るなどの条件が必要となっています。》

私の利用しているデータは、「人を対象とする医学系研究」の対称にもなり、倫理委員会審査を受ける必要があるのが二度手間になっている。どちらかに統一できないだろうか。あと例年はよいのですが、今年は担当の方からまったく連絡が来ません。コロナで大変なのはわかりますが、せめて返事をください。

《倫理委員会が何かは正確には不明ですが、（例えば各大学にある倫理に違反していないかを審査する委員会なのかもしれませんが、）当省が行っている審査は統計法を根拠に行っており、他の審査と統一できる法的根拠がありません。》

1. 新型コロナへの対応も含めて大変ご多忙のことと存じますのでやむを得ない部分もあることは承知しておりますが、申請してからデータをいただけるまでに非常に時間がかかっておりますので、もう少し短縮化していただくと大変助かります。現在（2020年7月28日時点）も、4月3日付で申請したデータをまだいただけておらず、6月12日に現状に関するお問い合わせをお送りしたのですが、それに対するお返事もいただけておりません。

2. 国民栄養・健康調査と国民生活基礎調査のデータをリンクしていただくことは、おそらく可能だと思うのですが、方法が分からずにあります。申請方法をどこかでご教示をいただくと大変ありがたく思います。

《調査票情報提供の際に、複数の調査の調査票情報について、マッチング、リンクしてお渡しするようなことは行っておりません。》

毎年しているので、慣れています。

特にありません。担当者さんがとても親切でした。（1件）／特にありません。（2件）

問2 意見まとめ (1 / 2)

	意見内容	意見数
手引き	オーダーメイド集計手続きマニュアル作成	1
	わかりやすく整理されている	1
申請書類	申請書の内容簡素化等	6
	・使用調査項目リスト（データレイアウト色づけ）提出廃止、 年度別に位置の異なる項目指定困難、項目名が年度により異なる点の対応困難	(5)
	・結果集計図・表について、提出廃止、書類が大部になる、事前作成困難指摘等	(3)
	紙書類のPDF化、電子申請化	2
	使用可能調査票情報の項目一覧表の公開（調査票様式は公開されている）	2
	申請書の必要性は理解	1
	科研費登録情報、researchmapとの情報連携による申請項目削減	1
	どのようなことを書くか悩んだ	1
	補助事業の担当課にサポート頂いた	1
	わかりやすく整理されている	1
	審査にかかる指摘	対応が親切・丁寧・指示的確等
審査事項・手続き簡素化、手続きが多いとの指摘		3
審査に係る指摘は特に負担を感じない、必要性を理解（統計利用の審査は重要で審査は必要）		2
使用しない調査項目を含む全調査項目の提供（成果物による事後チェック方式の採用等）		3
科研期間終了後に分析等が必要になった際や科研費のシフトでも新規申請が必要 （面倒との趣旨か）		1
申請書の最終版の明確化（許可証と同時に申請書の最終版ファイル添付等）		1
利用不可調査項目の利用要望		1
手続きはわかりやすい		1

問2 意見まとめ (2 / 2)

	意見内容	意見数
承認・提供までの 日数、費用	日数が長い（時間がかかる、長い間待つ等）	8
	メール等に対しての返答要望	5
	短かった、審査に係る時間が以前より短縮された※	4
	妥当（秘匿性の高い統計利用の審査は重要である程度の審査時間は必要）	3
	日数は短い方が良い	2
	今年度の日数が心配	1
	担当者によって日数が異なる	1
	書類を送ってから修正要求等が戻る日数が短く助かる等	1
	公表データの利用開始までの期間短縮要望	1
その他	オープンデータ化要望	1
	悪意のある者への罰則強化等の対応	1
	私立大学所属の研究者が「公的研究」の対象と認められるには、科研費を得るなど追加の条件がないと利用できない点は不便	1
	倫理委員会審査との重複が二度手間	1
	データのリンク作業依頼に関する質問	1
	慣れている	1
	特にありません	2

※申請回数が2回目以降の場合、審査時間が短くなっている点について指摘があったが、これは、申請者が申請書の作成経験があること、審査内容が前回以前と重複することがあること等が理由と思われる。統計法改正に伴い、申請書類が増えた後は、申請回数が2回目以降であっても審査時間が必ずしも短くなるわけではない。

提供物については、データについては、データファイル形式の変換を求める意見が多い。（※現在提供形式は、テキストとCSVだが、元のデータがテキストであるため、CSVで提供する場合はデータ提供により多くの時間がかかる。）ドキュメントについては意見が分かれた他、一部誤解の疑いのあるものがあった。

問3 ご自身が申請し、当省より提供された調査票情報（個票データ）、オーダーメイド集計または匿名データの提供物について、お伺いします。提供されたデータやドキュメントの利用にあたって、負担や不満を感じる点がありますか。その内容を具体的にお答えください。
（データ、ドキュメント、利用環境や利用者の規制（情報管理、管理簿等）、データの廃棄手続きなど）

【データ】

テキストデータになっておりましたため、データの読み込みまでのプログラム作成時間などを考えますと、できましたらエクセルファイルで頂戴できたら有難いです。また、質問項目が年度によって異なるものが散在しておりましたため、利用します対象年度のアンケートの項目をひとつひとつ確認して、一致しているか否かの判断する符号表の作成にお時間を要しましたことを踏まえ、利用年度の相違が一目でわかる符号表がありますと大変嬉しいです。

可変長データやテキスト形式はやはり使いにくいです。いったん、項目名を作成し、csvに変換しているのですが、調査年度によって異なり、かなりの負担になっています。

メジャーな統計パッケージ（R、STATA、SAS等）のデータファイルに変換済のものを提供していただくと大変助かります。

パネル調査の個票データをご提供いただきました。CVSファイルでいただき、大変利用しやすかったのですが、WAVEの間のスペースについて、実際のデータとレイアウト表の項目名に齟齬があったので手作業で修正しなければならなくなりました。細かなことなのですが、スペースの取り扱いに一定の法則があればと思います。

《項目名や符号表に誤りがあった場合は、判明次第修正しております。》

21世紀成年者縦断調査などテキストデータを提供いただきましたが、csv形式で提供して頂けると、非常にありがたいです。難しいようでしたら、テキストデータを分析ソフト（stata, SPSS, Rなど）で読み込めるプログラムを併せて提供して頂けると助かります。

《csv形式での提供も行っている。ただし、テキストデータに比べてデータ提供に時間がかかります。》

【データ（続き）】

1. データを解析するときは、1人のデータを1行に入力し、人数分の行があるような形式にする必要があるのですが、私が使わせていただいている国民生活基礎調査は世帯調査であるため1世帯のデータが1行に入力されており、それを解析可能な形のファイルにするまでに非常に労力を要しております。1人のデータが1行に入力されているような形式でデータをいただくと大変ありがたく思います。

《調査票情報の提供の際に、申出者の要望に応じたデータ加工は行っていません。》

2. 地区番号（1-230）の対照表（どの番号がどの地区を表しているか）が存在しないと、審査解析室審査第一係の担当者様から以前うかがったのですが、本当に存在しないのでしょうか。対照表があると大変助かると思っております。

《データとしては存在しません。》

全住民のデータが来てしまうので、保管に気を使う。他の国々のように、対象者のデータのみ頂けるようになるとありがたい。

《基本的には、申請内容に応じて使用するデータのみを抽出して提供しています。

データに存在する区分ではなく、申出者側でしか判らないカテゴリズに基づくものによる抽出については、対応できません。》

【ドキュメント】

(1) ドキュメントはわかりやすいとは思えません。この点は申請書への加筆修文を行うことで対応いただいているのだと判断しています。しかし、この方法は担当者の負担を増す方向に働きます。省が管理するネット上のエリアに、二次利用申請をした人の意見交換の場があればよいと思います。意見交換の場の節度を維持するためには、申請者へは利用期間制限を行い利用権を付与（IDやPWを付与する）し、承認された人へはデータ利用期間中は利用できるような仕組みが必要かと思えます。

特にございません。調査票情報の項目の意味なども資料にまとまっていて、理解しやすいものでした。

データ定義書に誤りがあって、質問票での確認作業の手間が多かったが、それ以外は他省の提供物に比べ、よく準備されていて使いやすかった。

《データ定義書に誤りがあった場合は、判明次第修正しております。》

データをコンピュータに読み込む時に、符号表と符号情報は不可欠ですが、過去のデータで符号情報が提供されなかった経験があり、予定していた分析を終わらせることができないことがありました。

《符号情報は基本的に提供しております。》

データがどういう状況になっているのかについて説明が不足している。例えば、国民生活基礎調査の個票データは世帯単位になっているが、世帯内の各個人の情報がどこにどのように収まっているのか、情報の提供が全くない。分析者がデータから見極めて判断しなければならないため、間違いが起きているのかチェックすることも難しい。

《データレイアウトは基本的に提供しております。》

【利用環境や利用者の規制（情報管理、管理簿等）】

(2)研究者がデータを利用し、論文を書いた状態を仮定します。この論文にはデータ分析の結果として、回帰式や主な計数についての説明がなされており、統計表掲載もあるとします。この論文をどこかの査読誌に投稿する場合、事前に省へ打診する必要があるのでしょうか？ ないと思っています。その都度、打診していると省担当者がもたないです。現在のドキュメントでは、申請者しかデータ利用ができない点と論文審査のために未公表論文を第三者に示す点との境界線について説明がないと判断しています。

《申請時、公表物は一定の秘匿措置を講じていた上で公表することになっており、査読誌に交付する内容がこれに準じているのであれば、事前に厚生労働省への打診は必要ありません。》

データの利用期限が限定されており、確定した結果をデータ廃棄後に再確認できないことに不満を感じます。

《利用期限を無期限とすることは、認められておりません。》

仕方のないことであることは認識していますが、複数年のデータを取り扱う際に、データカラムの名称が年によって異なっている個所があり、推移を分析する際に作業が増えてしまった印象がありました。

《年によって調査項目が変わる等の理由から、データの項目の名称、位置が変わることがあります。》

また、利用環境・保管場所の要件が厳しく、通常業務においてインターネット接続が前提となっている弊社コンピュータにおいてネットワークを切断した状況かつ調査票情報を保管できない状況での作業は不便でした。

《調査票情報が漏洩することを防ぐための要件です。ご了承ください。》

厚生労働科学研究費や文部科学研究費は、複数年にわたる研究に対して付与されることが多いが、調査票情報は基本的に1年間しか利用できず、継続申請の手続きが必要となっている。この点、事前申請の際に周知して頂きたい。

また、厚生労働科学研究費や文部科学研究費による研究では、複数施設・複数利用者が関与することも多いので、そういった場合に別途書類（申出者以外の利用者について申出者との関係がわかる書類）が必要な点についても、事前申請の際に周知して頂きたい。

《いずれも申請の際の要領及び手引きに記載があります。利用期間については、「利用期間は原則として1年以内とする。ただし、利用目的からみて合理的な理由がある場合は、利用期間を1年以上としてもよい。」となっております。》

教育目的で利用しましたが、教育目的で利用する受講生に関しては利用者の登録や規制について緩和してもらえるとありがたいです。

【その他】

提供物については不満はありません。現状を維持していただけるとありがたいです。（RIETIなどで採用されているパスワードつきUSBはトラブルが多いので導入しないでください!）

エラーがあった場合には速やかにご連絡いただき差し替えをしていただいたので、助かりました。

特にありませんが、今回使用した三師調査の医師数に関するデータとして、複数の医療施設に勤務する記載が有りませんでした。今後の三師調査においては、**2016**年の調査票にあるように臨床に関わる医師数の実態が解析できる調査項目として、主・従の勤務先に分けた調査を続けることを望みます。

統計法33条による提供は適切に設計されていると思います

一方で、介護DB、NDBなどについて、他の統計とのマッチングが出来ないという点が、制約として強すぎ、研究の可能性が狭まっています。特に介護については、従来通りの介護給付費等実態調査も提供していただければ、マッチングを用いる研究に際して助かります《介護給付費等実態調査については、平成29年度分で調査が終了しているが、過去の調査票情報の提供は続けている。》

問2にも書きましたが、匿名化したデータを、個人情報のように厳密に管理する必要はあまりないと思います。匿名化されたデータでも、個人が特定できるような特殊なデータは別ですが、利用環境やデータの廃棄手続き等を提出させる意味はあまりないのではないかと思います。

《調査票情報の個票データは、個人が特定できる可能性があります。》

「特に不満ありません」、「特に負担を感じることはありません。」、「特に負担を感じることはありません。」、「特にございません。」、「特になし」、「特にありません。」（計12件）

問3 意見まとめ (1 / 2)

意見内容		意見数
データ	現在提供しているファイル形式に対する不満、他のファイル形式の提供希望	4
	利用年度の相違を明示した符号表の提供希望	1
	提供データのスペースの取扱に対する不満	1
	分析ソフトで読み込めるプログラムの提供	1
	提供データの加工要望（世帯データの個人データ1行化等）	1
	不存在情報の要望	1
	データの抽出作業要望	1
ドキュメント	データ定義書・符号表・符号情報等に対する不満	3
	理解しやすい・使いやすい	2
	わかりにくい（申請書への加筆修文案対応では担当者負担が重い）	1
利用環境 や利用者 の規制 （情報管 理・管理 簿等）	ネット上における二次利用申請者意見交換の場の設置要望	1
	論文の査読の扱い等の疑義	1
	利用期限があることに対する不満	1
	項目名が年度により異なる点の不満	1
	利用環境・保管場所の要件が厳しい（インターネット接続が前提の環境等）	1
	利用期間が基本1年で、継続使用の手続きが必要となる場合があることの周知要望	1
	申請者以外の利用者について申出者との関係がわかる書類が必要となる場合があることの周知要望	1
（匿名データについて）教育目的利用の場合の利用者登録等の規制緩和要望	1	

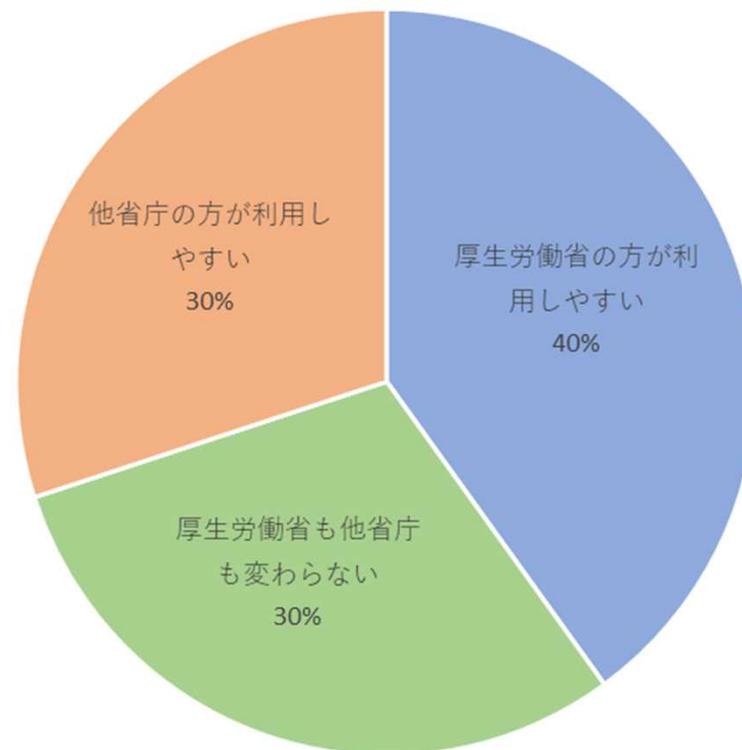
問3 意見まとめ (2 / 2)

	意見内容	意見数
その他	不満無し、現状維持を希望	1
	御礼	1
	調査に対する要望 (特定の調査項目について継続調査)	1
	統計法第33条による提供は適切に設定されている	1
	他の統計とマッチングできない点に対する不満	1
	調査票情報の厳密管理は不要との主張 (申請時の利用環境の記載や廃棄手続きは不要)	1
	特になし等	1 2

(2) 他省庁との利用しやすさ比較

今回のアンケートによる回答数が少ないため、明確なことは言えないが、他省庁と比較して厚生労働省の個票データが利用しづらいとは言えない結果となった。

問4-1 当省の個票データを利用した方で、他省庁の個票データも利用したことがある方がお答えください。個票データの利用に関する申請手続きや提供物について、他省庁と比べてどのような感想をお持ちですか。（承認・提供までの日数、データのマスクング、データやドキュメントの利用しやすさなど）



(n=10)

他省庁と比較される点は、承認・提供までの日数、手続きのわかりやすさ、指示等が多い。審査内容については大幅に異なるという意見はない。省庁の差ではなく、担当の個人差によるものではないかとの指摘あり。

問4-2 他省庁と比べて具体的なご意見があればお願いします。

【他省庁の方が利用しやすい】

割ける人手の差だと思うのである程度仕方ないとは思いますが、統計局のほうがはるかに審査が早いです。統計局以外の省では文科省よりは厚生労働省のほうが窓口が分かりやすく利用しやすいです。

今までの経験から、総務省統計局から提供を受ける時の方が迅速であるケースが多い印象があります。

結果として、他省庁の個票データの申請から提供までの期間が長く、できましたら短縮化を図ることができたらと切に感じました。

【厚生労働省の方が利用しやすい】

問2でも記入しましたが、経済産業省と総務省統計局と比べて、手続きはわかりやすく、また早いと思いました。応募に必要な書類や記入項目は、いずれも貴省にとっての必要性が理解できるものです。事前審査用の書類をお送りしてから、検討の結果（修正要求など）が戻ってくるのも数日以内でたいへん助かります。

文科省と比べると、厚労省のほうが圧倒的にスムーズでした。

他省に比べ、承認・提供までの日数が圧倒的に早かった。申請書類作成の手引きや指示もよりわかりやすかった。個人差が大きいので一概に言えないが、平均的には担当者の対応も迅速で指示も明確または具体的だと感じる人が多い。データそのものの利用のしやすさに大きな差はない。

【厚生労働省も他省庁も変わらない】

総務省の国勢調査の個票データも同時に申請しましたが、書式や審査のプロセスは少し異なるものの審査のポイントは概ね同じであったためスムーズに申請できました。

他省庁で使用したことがあるのは、総務省の就業構造基本調査ですが、申請から提供までの日数は省庁というよりも担当の方に依るように思いました。

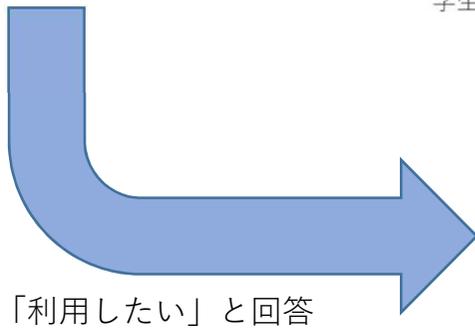
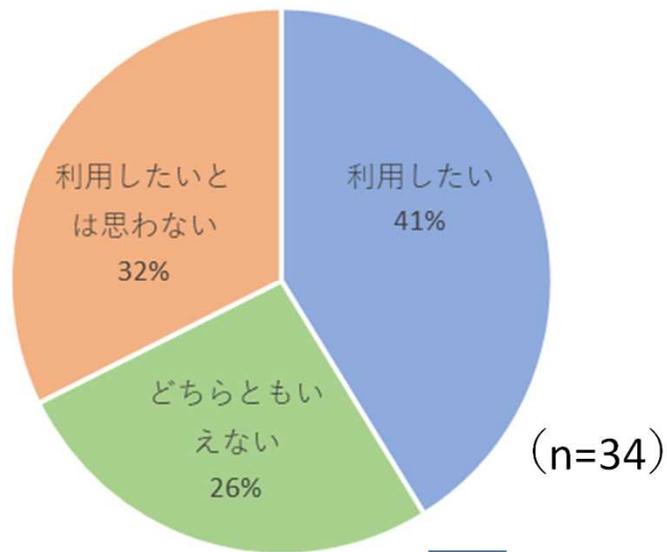
利用可能な変数の一覧を提供して頂いたのは有難かったです。

※他省利用経験無し等の非該当コメントが9件

(3) 匿名データの利用意向

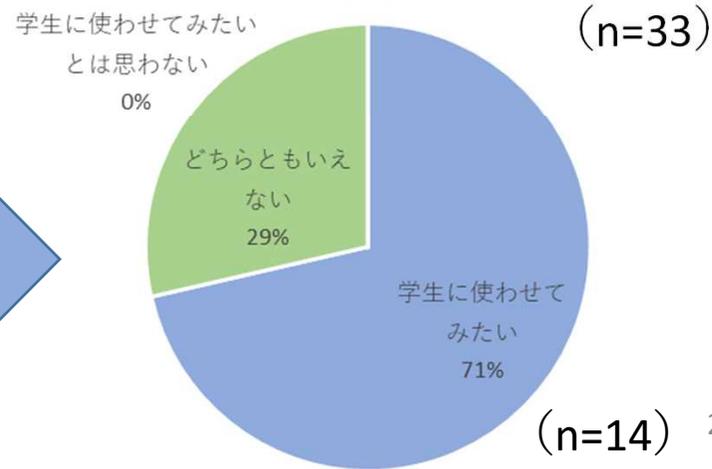
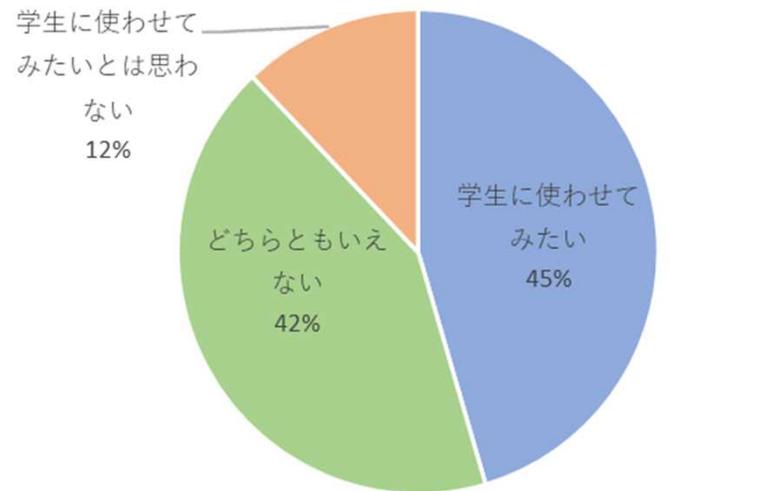
匿名データを利用したいと回答した割合は4割強、学生に使わせてみたいと回答した割合も5割弱となった。利用したいと回答した者のうち学生に使わせてみたいと回答した者の割合は7割以上と高くなっている。

問5-1 今後当省の匿名データを利用したいですか。



「利用したい」と回答

問5-2 匿名データは教育の発展に資する場合にも利用できますが、学生に対して使わせてみたいと思いますか。



匿名データを利用したい理由は、学生のトレーニングや卒論には簡易的なものがよいとする意見や、個票データを利用したいが利用目的が要件をみださず、やむを得ず、といった消極的理由があった。利用したくない理由は、精緻な分析には限界がある、他データとのマッチングができないこと、利用計画がないこと等となっている。そもそも、調査票情報の提供について「個票データと匿名データの違いがわからない」との回答もあった。

問5-3 今後当省の匿名データを利用したい方は①について、利用したいと思わない方は②についてお答え下さい。

①個票データではなく匿名データを利用したのはどのような理由からですか。また、申請手続きや提供されるデータなどについて、個票データの利用と比較して課題と思われる点はどのような点ですか。

②匿名データを利用したいと思わない方は、その理由をお答え下さい。

【個票データではなく匿名データを利用したい理由】

提供申出者の要件が広く、申請が容易なため。

教育目的のため個票データは利用できなかった。

疫学的検討においては最たるデータであるため。

最終的には個票データを分析したいと思います。ただ、広く複数データについて分析したい、あるいは学生たちにトレーニングの意味も含め分析させたいと思います。

私自身の研究ではなく学生の卒論などには簡易的なものが良いため

個票データではプライバシーの問題もあり気軽に他の研究者にデータを示して議論をすることができないが、匿名データだとよりオープンに議論ができると考えます。また学生や大学院生も利用可能となるとより実際のデータを用いて具体的な課題を研究・実習できるようになるため良いと思います。匿名データとするなら「一般からの求めに応じて提供」ではなく、公開データとして世界中の誰でもダウンロードできるようにすればいいと考えます。英語でも調査の説明やデータベースの説明を提供すれば世界中の研究者が(その調査が魅力的だと考えれば)日本の社会問題をそのデータを元に分析する可能性が広がります。

個票データが必要な場面と、匿名データが必要な場面は異なるからです。

匿名データを利用して自身の研究分野に関する分析をおこないたい。欧米では、このような匿名データはオープンになっており、誰でもアクセス可能な場合が多く、学術論文の投稿にあたって、データを共有するように求められる。しかし、匿名データであっても、政府統計の場合、利用期限があり、データ共有できない点が課題であると考えられる。また、利用期限があり、データ共有できない点から、学生教育にも使用できない。

【匿名データを利用したいと思わない理由】

匿名データは、利用できるデータに制約があり、利用しづらいと思っています。学生教育には、手計算できる程度のデータ量がほとんどですので、利用する予定はありません。

私は賃金構造基本統計調査の個票データ利用を認めていただいておりますが、研究では、この個票データを企業と接続させております。匿名データでは、ある労働者が働いている事業所がどの企業に属しているのかわからなくなるので、研究目的を達席できなくなります。ただ、学生の段階であれば、匿名データでも可能な研究テーマは非常に多いので、学生には匿名データを使わせたいと思っています。

研究上は他のデータとの接合は必要不可欠ですので、匿名データを用いたいとは思いません。教育上は学生にとっては良い練習になる上、情報漏洩等のリスクを気にせず扱うことができるので、利用したいと思います。

他の自身の持つデータとの突合により、自身の独自データを作成して研究を行うため。厚労省のデータの内、NDBのように他のデータベースとの突合を禁止されているものがあるが、将来的にはそのような規制を撤廃して欲しい。（事務局注 匿名データを「利用したい」と回答しているが、理由に応じて「利用したいと思わない」に修正した。）

専門家としてより精緻な分析を志向するのであれば、限界の大きい匿名データではなく、フルのデータを使用すべきだと考えているから。

個票データのほうがより完全なデータなので、入手可能な場合、匿名データを使う理由がない。

なるべくバイアスのないデータを分析することが求められているため、個票データの利用を希望しています。

他省の匿名データを利用したことがあります。もともとのデータにさらに80%のリサンプリングをしていましたので、学生はともかく、研究者が使用するにはそぐわないと感じ、二度と使用していません。逆に言えば、リサンプリングを行わず、個人の特定ができないように加工されているという意味での「匿名データ」であり、申請からデータ提供までの時間を短縮した個票データの提供があれば利用したいと思えます。

学術的な理由から、個票データを用いた方が良いからです。国際的に広く受け入れられていない処理をされたデータを用いた研究は奇異に映ってしまいます。

どのような匿名データがあり、どのように研究利用できるかのイメージが無いため。理解が進めば利用してみたいと思うかもしれません。

現在は民間企業に勤務しており、学術研究に従事していないため。

【どちらともいえない】（他の選択肢で理由不詳を含む）

学術研究目的では、個票データに比べて匿名データを利用するメリットはまったくない。
教育目的での利用については、教員個人の責任によるところが多く、また申請手続きが面倒なので、積極的に利用したいとは思えない。大学単位での契約が認められ、個別には学内審査のみで学内指定の施設からオンサイト利用が可能になるなどの状況であれば、教育利用のハードルが下がる。

これまでに個票データを利用させていただいており、匿名データを利用する必要を感じていないため。

匿名化の度合いによります。現状、提供されている個票データもすでに個人の特定はできないとおもうのですが、ここからさらに市町村や生年月が落とされると、分析手法によっては使えないことがあります。

大学院生にとって、指導教員との共同研究以外での調査票情報の利用は非常にハードルが高いので、匿名データの利用を利用させたいと考えています。

調査研究の中で必要が生じれば利用を検討しますが、積極的に利用を前提とした調査分析の組み立てはしないのではないかと思っています。

今のところ匿名データを利用した分析計画はありません。

個票データといっても、匿名化されたものしか使ったことがないので、個票データと匿名データの違いがあまりわかりません

個票データが利用可能であれば、個票データを利用したい。

問5-3 意見まとめ

	意見内容	意見数
利用したい	学生教育・実習目的のため利用したい	7
	申請が容易、個票データの利用ハードルが高い	2
	疫学的検討において最たるデータであるため	1
	広く複数データについて分析したい	1
	オープンに議論できる	1
	公開データとしてダウンロードできるようにすればよい	1
	自身の研究分野に関する分析を行いたい	1
利用したくない	精緻な分析には限界、個票データの方がより完全、よりバイアスがない等で使用できない	6
	マッチングができないため	3
	利用計画がない、利用を前提とした調査分析の組み立てはしない	2
	欧米と異なりオープンデータではなく、利用期限があり、データ共有ができないので、学生教育にも使用できない	1
	利用データに制約がある	1
	学生教育に利用する予定がない	1
	利用イメージがないため	1
	学術研究に従事していないため	1
	申請手続きが面倒	1
	個票データがあり、匿名データを利用する必要を感じていない	1
	(特定の調査票情報を削除されると) 分析手法によっては使えない	1
個票データが利用可能であれば、個票データを利用したい。	1	
その他	個票データが必要な場面と、匿名データが必要な場面は異なる	1
	個票データと匿名データの違いがわからない	1

今後利用してみたい匿名データは、既に匿名データが存在する国民生活基礎調査が最も多く、次に国民健康・栄養調査となった。

問5 - 4 今後利用してみたい匿名データがあれば、具体的な統計名をお答えください。

調査名	回答数（複数回答 全体回答数7）
国民生活基礎調査	4
国民健康・栄養調査	3
人口動態統計	1
中高年者縦断調査	1
厚生労働関係の調査全般	1

(4) オンサイトの利用意向

そもそもオンサイト施設の理解度は低く、そもそも知らない、今回のアンケートで初めて知ったという回答が複数ある。

問6-1 オンサイト施設について周知広報をさせていただいておりますが、
ご存じでない点・わからない点がありますか。その内容を具体的にお書きください。

【ご存じで無い点・わからない点】

オンサイト施設を使用するメリットがよくわかりません。オンサイト施設のみで入手可能な情報があるのでしょうか？《調査票情報の全ての調査事項の提供を受けられる他、自由に集計が可能です。集計後に集計表を利用するかしないかを判断でき、利用する調査事項や作成する集計表を事前に申請しなくてよいです。》

調査票情報（個票データ）の提供を受ける場合に比べた際のメリットは何になるのでしょうか？《同上》

オンサイト利用の際に必要な事前審査や承認までの日数はどのくらいですか。《作成する集計表の数などによって異なります。》

どのようなルールなのかよく理解していません。

他大のオンサイト施設を利用する場合は所属教員が優先されると聞きました。所属教員以外がどの程度利用可能かわかりません。

オンサイトで利用できることは知っていますが、実際に利用しようとして調べたことはありません。場所（アクセス）や利用可能な時間帯、利用の手続きなどが不便でなければ利用もあり得ると思いますが、その点について調べていないため、詳しい情報を持ち合わせていません。《miripoのホームページに情報があります。》

実際どのくらい利用者がいるのでしょうか？

【周知不足】

もう少し広く周知されるとよいと思います。

オンサイト施設の存在は知っているが、どこにどの情報があり、利用申請の仕方を含めた情報の周知が不十分だと思います。

【初めて知った・わからない】

初めて知りました。上記の説明からすると、利用機関内の部屋が、国から「オンサイト施設」として認定を受けて、その機関の研究者がそこで分析をする、ということでしょうか。字面からは、厚労省内などに専用の部屋があって、そこに研究者が向いて分析をする、という意味かと思いました。

初めて知りました

そういう施設があるのを、今日初めて知りました

オンサイト施設の存在を初めて知りました。

初めて聞きました。自前の施設があるのでさしあたり必要ないかと思います。

オンサイト施設の存在について存じませんでした。

情報を存じておりませんでした。

知りませんでした。

私自身はオンサイト施設を使用したことはありませんので、何がわからないかがわからない、という状況です。ここに特に記載したいことはございません。

【わかる】

利用方法のご説明動画を拝聴しまして、大変わかりやすいご説明だと思いました。

【不要・その他】

自分自身の研究がオンサイトでの限られて時間や設備では難しいと考えています。

現時点では利用を考えていない。このため、オンサイト施設への問題意識が生じない。

特に機会がありません

私自身はポスドクであり現在研究室を主宰していないのでオンサイト施設の利用は考えていないのが現状です。管理が難しいので今のところ現行のCD-ROMでデータを受け取る形でいいと考えています。

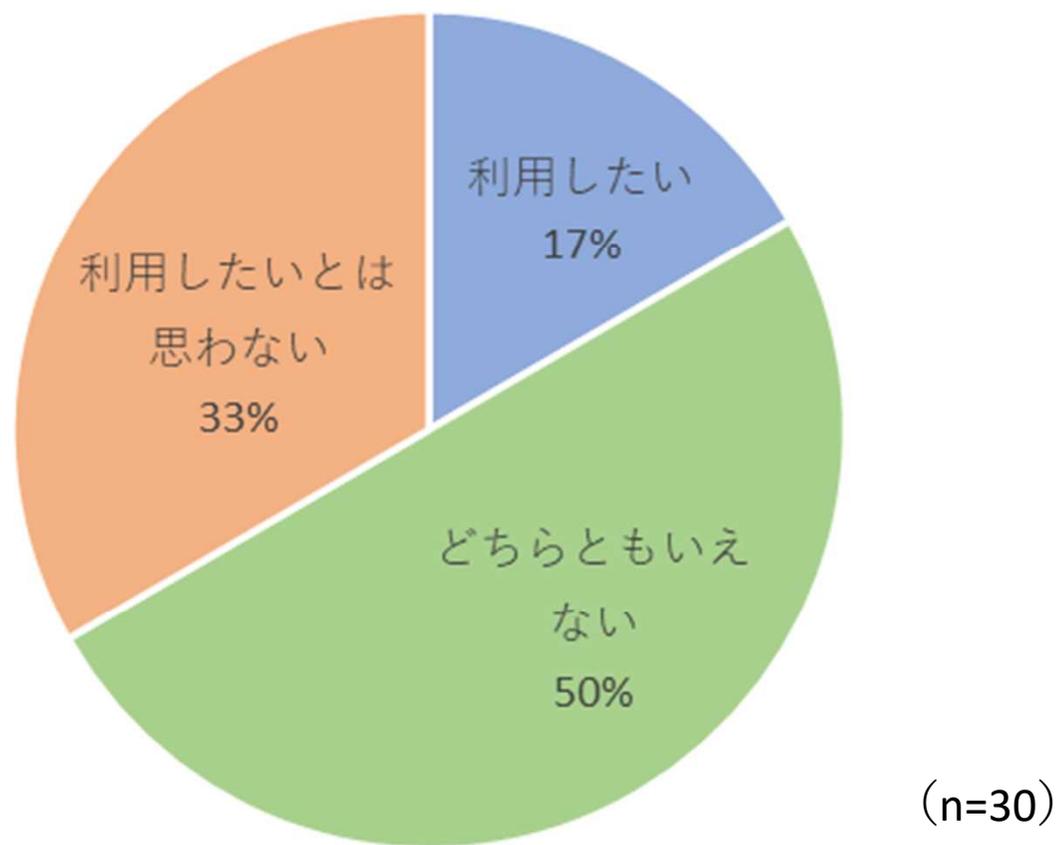
利用したことがありませんので、回答を差し控えさせていただきます。

当方は研究機関ではないので、オンサイト施設の利用における詳細は分かりかねますが、通常の申請手続きが簡略化され、利用したいときに利用できるというのは、学術研究等の促進においては画期的であると思われます。

「特になし。」 「とくになし」 「特になし」 (計3件)

オンサイト施設を利用したいと回答した者の割合は2割弱。利用したいとは思わないと回答した者の割合は3割強、どちらともいえないと回答した者の割合が5割となった。

問6-2 今後オンサイト施設を利用したいですか。



オンサイト施設を利用したい理由は、「実際にデータに触れながら分析できる」等の回答があったが、利用したくない理由としては、自分自身の研究室等での利用意向、使いたいプログラムの利用制限、計算時間が係る場合の利用時間制限（24時間土日利用が困難等）、遠距離、開設大学の管理負担、利用したい調査票がオンサイト利用対象外等の回答があった。感染症対策でオンサイト理由を控えたい、という回答もあった。利用意向統計については、記述（2件）自体が少なく、33条の対象とならないもの（NDB）も回答された。

問6-3 その理由をお答えください。

【オンサイト施設を利用したい理由】

実際にデータに触れながら分析できるのはよい。

今後はオンサイトが主流になっていくと考えています。

より多くの人々が厚労省の既存統計資料を活用できるようになるのであれば、オンサイト施設を利用したい。

どのような統計がどのような形式で利用できるのかに関心があるため。

【オンサイト施設を利用したくない理由】

なるべく、個票データを手元において分析したいと考えています。

自分自身の研究がオンサイトでの限られて時間や設備では難しいと考えています。

現在セキュリティが確保された室内で個票データを利用しているため。

自分が使いたいプログラムがオンサイトで使えるとは限らないので

かなり時間がかかる計算をしているので、オンサイト施設では計算不可能

第一に、オンサイト施設が勤務校にも近隣にもありません。第二に、オンサイト施設を開設した大学では、管理に多大な人員がとられ、研究・教育に深刻な悪影響が生じているとの関係者からの指摘があります。勤務校ではオンサイト施設開設を検討中ですが、このような声があることから、教員から強い反対があります。第三に、オンサイト施設は夜間や土日・祝日に利用することが困難です。第四に、使用できるデータが限られています。例えばデンマークでは全国民の行政データをすべて突合したデータをオンサイト施設で利用可能だそうですが(<https://core.ac.uk/reader/229777454>)、日本でオンサイト施設を使ってもそのようなデータが使えるわけではありません。

利用が大変そう

むしろ、個票データへのアクセスを簡易化してほしい

現時点では、自分自身が利用したいと思う調査票がオンサイト利用の対象になっていない。

現在は民間企業に勤務しており、学術研究に従事していないため。

【どちらともいえない理由】

オンサイトでの利用よりは、統計法第33条第1項による調査票情報の提供の方が使いやすいので、私立大学所属の研究者としては、科研費を取得して、公的研究として調査票を使用の方が望ましいです。ただ、これができなかった場合には、オンサイト施設を利用します。

1. セキュリティーも確保され安心な環境で分析できるのは魅力的ではあるのですが、残念ながら私の関心のある統計である人口動態調査の利用可能年次が最近のものしかないなので、行いたい分析ができません。
2. 分析結果を検討してから次に行うべき分析のアイデアが発想されることがしばしばあります。慣れ親しんだPC環境で、すぐに分析できる状況が最も効率的ですので、その点で、磁気媒体による提供で頂いたデータでの分析の方がオンサイト施設での分析よりも有利であると思います。

オンサイト利用の場合には、利用可能なデータの種類が増えるのであれば使いたいが、ソフトウェアの準備など仮想実行環境に制限が大きく、デメリットの方が多く感じるため。

大学等のような研究機関ではないため。

今後、利用の必要性を検討します

上にも書いたように、オンサイト施設のみで入手可能である情報があるかどうか不明なため、オンサイト施設利用のメリットがよくわからないから

特に機会が有りません

早急に分析をする必要があるときなどは、職場の近くにオンサイト利用可能な場所があれば利用してみたいです。ただし、感染症などの問題がある時には、オンサイト利用は控えたいと思いますので、ケースバイケースで便利な方を活用できればと思います。

施設に行くのが面倒くさいので、できればデータをもらいたい。

上述のとおり、場所（アクセス）や利用可能な時間帯、利用の手続きなどが不便でなければ利用もあり得ると思います。

問6-4 今後オンサイトで利用してみたい統計があれば、具体的な統計名をお答え下さい。

国民生活基礎調査、国民健康・栄養調査、人口動態統計

NDB

(5) 行政記録情報

今後利用したい行政記録情報は、雇用・賃金、人材開発、職業紹介、職業訓練、雇用保険、年金、医療、介護福祉、人口動態、等社会保障全般を含めた幅広い回答があった。
他調査との連携に関する回答もあった。

問7 一般に提供していない当省の行政記録情報（年金、雇用保険などの情報）について、今後活用したい行政記録情報はどのような情報ですか。ご意見を具体的にお答えください。
また、活用にかかる課題（ルールの必要性や求められる分野など）はどのようなものがあるとお考えですか。

高齢者法における雇用確保措置と退職給付制度の検証を行っておりますが、できましたら年齢階級別の賃金等が示されたデータがありますと、より頑健性のある検証ができるかと思えます。

公共職業安定所に関連する職業紹介状況、職業訓練および雇用保険に関する情報。公共職業安定所データで補足できない就業状況を補足するための国勢調査等との連携・接続。行政記録情報を使った統計分析結果を公表することに関する免責事項の整理、サービス利用者の事前合意。

雇用保険でも厚生年金でもいいので労働者個人のパネルデータになるものが研究目的で利用できるようになると飛躍的に研究が進むと思えます。

公的年金の記録は、就業（転職）状況、月給、ボーナスの情報などが、長期のパネルデータとして正確に入っており、ぜひ活用したいです。

年金や保険といった、所得や賃金と関連のある社会保障上の情報は是非活用して分析を行いたいです。個人情報保護及び情報漏えい防止の観点から必要であれば、オンサイト利用でも仕方がないと思えます。

医師届出票を出身大学別の情報も付与した上で利用してみたい。個別の大学名まで示すことは難しいと思うが、国公立か私立かについての情報はほしい。（国公立と私立大学とで、出身者のキャリア動向に有意な差があるかどうかの分析が可能となる。）以下の論文では、アンケートにて医学部学生の進路選択にどのような因子が関係しているのかを調査しており、父親が開業医である場合に開業医を選択する傾向が高まるとしている。私立大学学生のほうが親が開業医である学生の多いことが予想できるが、出身大学が国公立か私立かの情報を用いて、私立大学出身者のほうが開業医選択の傾向が強いかどうかの分析が可能となる。真野俊樹・小林慎・井田浩正・山内一信・藤沢弘美子・塚原康博（2004）「医師の進路選択に関する考察」『医療と社会』14(1), pp.85-102.

死亡個票と特定検診データをリンケージするなど個人をリンケージしたデータを整備していただき、活用したい。

レセプトデータのNational Databaseを利用したいと思えます。しかしながら、申請からデータ提供までの時間を考えると躊躇してしまいます。National Databaseから個人が特定できないような加工が可能であれば、あらかじめそのような加工を行い、データ提供までの時間を短縮することができればいいなと思えます。さらに、レセプトデータと個人特性や地域特性をあらかじめマッチングし、その後匿名化を行っているようなデータがあれば大変ありがたいです。

さまざまな社会保障給付の情報やDPCデータをぜひ利用したいです。単体でも有益なデータですが、国民生活基礎調査等と突合できればさまざまな研究に活用されるのではないかと思います。以前、国民生活基礎調査の世帯票・所得票・健康票の調査票情報を申請しましたが、さまざまな給付の受給資格のある低所得者の社会保障給付受給額が非常に小さく、大企業に勤める正社員の社会保険加入率が想定されるより低いなど、記入漏れや記入間違いが疑われます。また、国民生活基礎調査や国民健康・栄養調査では受療状況や既往症について尋ねていますが、オーストラリアの研究によるとそれらも誤りが多いそうです。正確な分析を行うには行政データの利用が必要不可欠です。

社会保険領域のユーザー調査を行うケースが多いですが、プロフィール情報として、所得・資産の状況を知りたいということしばしば生じます。基礎自治体が持っているそれらの情報と、何らかの形で突合→匿名化して利用できると、研究・分析の幅は広がると思われます。

私の専門上、雇用や賃金、労働時間、人材開発、労使関係、社会保障、介護・高齢者福祉に関する統計はなるべく使用できると有難いです。

一定のルールのもと、原則としては、利用を促進する方向性で検討いただければと思います。多くの研究者が利用できるようになることで、新たな知見が生まれ、それが社会に還元されるような体制は、一義的には公共の福祉や公衆衛生の向上の観点から重要で、それによって救われる命もあります。個人情報保護は重要ですが、過度な個人情報保護により、データが存在するにも関わらず、それを活用できないということになると、それによって失われる命や人権もあります。それらを含めた総合的な倫理的判断をお願いできればと思います。

私は特にないが、ルールを設けて積極的に活用を推進すべきだと思う

調査の実施主体側から、積極的活用に向けて何が問題であり、どのような対応が可能か、といったポイントを外部に投げかけられるとよいのではないのでしょうか。

欧州諸国で学術目的のために利用されている行政情報は出来るだけ多く利用可能にして頂けると幸いです。

- ・行政記録を用いることで、調査票にない情報が利用可能になるならば、それに該当する情報すべて。
- ・マイナンバーを活用して、複数の統計で個人を紐づけできるようになれば、より質の高い分析をそれほど大きくはない作業量でこなせるようになると思われる。

「現時点で特に希望しているものはございません。」、「今のところ希望ありません。」、「特になし」、「特にありません」、「特に活用したい情報はございません。」、「特にございません。」、「今のところ分析計画はありません。」、「特段思い当たる行政記録情報はございません。」、「私の現在の研究テーマでは現在提供されているデータを中心に利用を考えていますので他の行政記録情報の利用は考えていません。」

問7 意見まとめ

今後利用したい当省の行政記録情報

年齢階級別の賃金等

職業紹介状況

職業訓練に関する情報

雇用保険に関する情報

雇用保険でも厚生年金でもいいので労働者個人のパネルデータになるもの

公的年金の記録

年金や保険といった、所得や賃金と関連のある社会保障上の情報

医師届出票

死亡個票と特定検診データをリンケージするなど個人をリンケージしたデータ

レセプトデータ（さらに個人特性や地域特性をあらかじめマッチングし、その後匿名化を行っているようなデータ）

社会保障給付の情報やDPCデータ

基礎自治体が持っている所得・資産の状況

雇用や賃金、労働時間、人材開発、労使関係、社会保障、介護・高齢者福祉に関する統計

欧州諸国で学術目的のために利用されている行政情報

(6) マッチングキー

マッチングキーによりリンクさせて集計するニーズがあるとの回答はあり、医学分野、労働分野、国民生活基礎調査等集計ニーズは多様。マッチングキーとして色々回答があったが、使用不可能なマイナンバーとの回答もあった。

問8 調査票情報を利用し各調査をマッチングキーによりリンクさせて集計するニーズはありますか。
また、その集計のマッチングキーはどのような内容が適していますか。

【ニーズ内容】

あるかと思えます。人口動態統計と国勢調査、国民健康栄養調査、NDBなどがマッチングできれば、医学分野での分析が多様化し、現在明らかにできない内容にも取り組めるかと思えます。

現時点で検討している研究内容ではない。機械的なマッチングはできないが、医師届出票に記述された病院と「医療施設調査」や「病院報告」の結果とをリンクさせれば面白いと思う。

これは極めて重要な課題で、マッチングキーは絶対に必要です。単独の調査票情報だけで得られる知見は限られますが、異なる調査票情報を組み合わせることで、より詳細で正確な分析ができるようになります。個人情報上手に保護しながら、個人レベルでのマッチングができるような仕組みがあれば、より社会に役立つ分析を迅速に行うことができるようになります。これらは、突然起こった災害や感染症問題などの健康危機管理の問題で、迅速な知見が必要なときに特に有効ですが、平時にも機能します。

医療施設番号を介して医師・歯科医師・薬剤師調査と医療施設調査をリンクさせる研究を実施中です。

国民生活基礎調査と成年者縦断調査の連結については興味があります。

現時点のニーズとしては国民生活基礎調査と国民栄養・健康調査とのリンクでして、それに関してマッチングキーは何を使われているのかがえれば幸いです。《国民栄養・健康調査は国民生活基礎調査の後続調査であり、世帯については「地区番号+単位区番号+世帯番号」で、個人については「地区番号+単位区番号+世帯番号+性+出生年月又は年齢」でマッチング可能です。》

・複数の統計をリンクした大きなデータセットを使用した分析には非常に大きな関心があります。ただし、そうした情報を前もって知ることが難しいので、そうした情報（リンク可能な他統計）も提示してほしいです。

・具体的な項目は、上述の市区町村番号や事業所番号、マイナンバーなどの個々の主体を識別できるもの。

国勢調査、国民生活基礎調査、国民健康・栄養調査について、可能であれば個人単位で結合したいです。《国民栄養・健康調査においては、国民生活基礎調査の単位区名簿を共有しているので、世帯については、地区番号+単位区番号+世帯番号について栄養調査も共有してします。したがって、世帯のマッチングは可能です。個人については、個人に割り振られた番号は共通ではないので、性別、出生年月又は年齢でマッチングは可能です。》

【マッチングキー】

ある。事業所と被用者、公的医療サービス提供状況に関する情報と接続が容易になるため。市区町村番号、事業所番号、保険者番号、保健所コード(管轄区域)。

マッチングキーは、私の研究にとって非常に重要です。賃金構造基本統計調査については、平成26年までは、市区町村番号や事業所番号を用いて、企業の情報と接続したり、過去の賃金構造基本統計調査の対象になった事業所とパネルデータを構築したりしていました。また、私は見ていませんが、平成30年からは法人番号が付与され、企業活動基本調査（経済産業省）と接続できるようになったと聞いております。望ましいのは、各事業所や各企業に付与され、年が変わっても番号は変わらない永久番号です。

国民生活基礎調査に市町村番号をつけてくださると、介護保険事業報告とのマッチングが可能になり、介護費用などに関する分析がかなりやりやすくなります

あと国民生活基礎調査に介護保険被保険者番号をつけてくださると、介護給付費実態調査とマッチングが可能になり、家族構造と介護費用の関係が分析できてかなり興味深いです。難しいとは思いますが

国民生活基礎調査と国民健康・栄養調査の調査票情報を調査年・都道府県・地区番号・単位区番号・世帯番号・世帯員番号等でリンクして集計・分析する予定です。これらを同様のマッチングキーでさまざまな行政データとリンクできれば、様々な研究が可能になると思います。

問7で回答したように、社会保険等のユーザー調査の際に、所得・資産等経済力に関するデータとマッチングできると分析できることが増えると思います。個人単位の紐づけとなるため、年金の被保険者番号、介護保険の被保険者番号、ないしマイナンバーなどでの紐づけが想定されると思います。

これまでの申請では生年月日、性別、死亡年月日、死亡時住所コードをマッチングキーとして利用させていただきました。

現在●●大学の●●教授をPIとするプロジェクトで異なる統計間で事業所をリンクすることを試みており、これが成功したら今後ほかの研究者にも利用してもらえるようにできるとありがたいです。さらにいうと、これは実現にはかなりのハードルがあるとは思いますが、マイナンバーをもちいて個人の情報をリンクできるようになると、研究の幅が飛躍的に広がり、政策立案に資する知見も得られると思います。《●●は事務局による伏せ字》

事業所番号を用いているが、病院の場合、統合や名称変更等によって事業所番号が変わってしまうので、旧番号も分かるようにしてほしい

個人がリンケージできるように、マイナンバーが使えるようになることを期待する。また、氏名(漢字・かな) + 生年月日でほとんどの個人は識別できる可能性はあります。できないよりは、なんらかのできることを進めていただきたいと思っています。

あります。キーは記載の通り、市区町村番号や事業所番号が適していると思います。

データ突合を容易にするので、ニーズは高いと思います。将来的にはマイナンバーが最適だと思います。

・複数の統計をリンクした大きなデータセットを使用した分析には非常に大きな関心があります。ただし、そうした情報を前もって知ることが難しいので、そうした情報（リンク可能な他統計）も提示してほしいです。

・具体的な項目は、上述の市区町村番号や事業所番号、マイナンバーなどの個々の主体を識別できるもの。《再掲》

問8 意見まとめ

回答のあったマッチングキー	意見数
事業所番号・事業所	6
市区町村番号	5
マイナンバー	5
生年月日	2
介護保険被保険者番号	2
保険者番号	1
保健所コード(管轄区域)	1
法人番号	1
調査年・都道府県・地区番号・単位区番号・世帯番号・世帯員番号(国民生活基礎調査)	1
年金の被保険者番号	1
性別	1
死亡年月日	1
死亡時住所コード	1
氏名(漢字・かな)	1

(注意)

マイナンバーについては、マイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号))の規定により、統計の作成を目的としてマッチングに用いることはできない。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

（定義）

第二条 （中略）

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

（中略）

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。）。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十一号に規定する場合を除く。）。

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。

五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

- 九 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七條又は第三百二十五條の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 十 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- 十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 十二 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。
- 十三 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。
- 十四 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第一百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。
- 十五 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 十六 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（収集等の制限）

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

【その他】

パネルデータおよびコホートデータの検証に適しています。

現在のところ、自身にニーズはございませんし、どのような内容が適しているかはわかりませんが、マッチングキーにより種々の統計をリンクさせることが容易になると、研究の幅や深みが出てきて研究者にとっては大変興味深いかと思われました。個人ごとにユニークな番号があり、それでマッチングできればいいと思います。しかしながら、個人情報保護の見地から、研究者が個人番号を用いてマッチングすることはなかなか難しいと考えられ、問7にも書きましたように、あらかじめ個人番号でマッチングし、そのうえで個人が識別できない匿名化が行われた個票データが一番望ましいと思います。

三師調査を市町村別に時系列で分析する場合、市区町村の廃置分合により市区町村番号などの変更もあり時系列での追跡が困難です。私の場合はそれらを追跡できる簡易プログラムを作っていますが、市区町村名の旧漢字（例：龍→竜、ヶ→ヶ）市区町村番号の全角・半角の混在等により一部手作業での修正が発生しております。この点の改良をお願い致します。

マッチングキーは極めて重要であり、各調査をリンクさせることは極めて高いニーズがあります。マッチングキーにはマイナンバーのような国レベルで国民に付与された極めて高い確率で個人識別できるものが望まれます。（これは統計の二次利用を超えて基幹統計のあり方に関する意見ですが）調査のためにマッチングキーを生成するのではなく、国が国民・住人、企業、事業所、団体などに対して個々に識別できるマッチングキーを付与して、全ての社会調査ではそのキーを用いて調査が行われるような日本における統計の制度設計を目指すべきと考えます。

各調査を紐付けした分析が可能になれば、それぞれの調査からだけではわからないことを分析することが可能になるので、マッチングキーは是非活用したいと思います。ただし、全ての調査に同一のキーを付与することにより個人情報の保護が難しくなる際には、研究に必要な調査ごとに別々のマッチングキーを作成し、別に翻訳用のリストを用いることも可能かと思いません。

複数の個票データを繋ぎ合わせることができると、これまで不可能だった多くの分析が可能になります。欧州諸国では学術目的のために複数の行政データを繋ぎ合わせることが当たり前のように行われています。複数の個票データを繋ぎ合わせる必要性は大きいと思います。

「特にありません」、「現時点ではない。」、「今のところ、そのような要望がございません。」、「個人的には必要ないです」（4件）

(7) その他

手続きの簡素化・迅速化・規制緩和、匿名データの自由な共有、審査人員の拡充など、様々な御意見、ご要望が寄せられた。

問9 調査票情報の二次利用等に関して、ご意見・ご要望がありましたらご記入ください。

(1) てつづきの簡素化と迅速化とをお願いしたい。

(2) 自宅で研究活動をする方は、多数いらっしゃいます。一定の条件を付けて自宅でデータ分析が可能となるようにしていただきたい。

とにかく申請手続きにかかる時間をもっと短くしてほしいです。そのためにも審査担当者の負担を減らすよう手続きの簡素化を進めていただけるとありがたいです。

欧米のように、匿名データの共有がなされれば、匿名データの申請自体が不要になり、データが教育にも活用できるかと思えます。

問2に記載しましたが、匿名化したデータは自由にダウンロードできるようになるとうれしいです。訴訟の多い米国でもその形式で運用できているので、日本でもぜひ

調査票情報をより活用していくためにリンケージするなどの試行を常時実施するなどが必要ではないかと思っています。関連部署の人員配置等を強化していただきたいです。

個票の二次利用申請では大変お世話になっています。調査票情報の二次利用は実証的学術研究にとってのライフラインですので、より多くの人的資源を投入してより円滑な利用環境の確保をお願いしたいと思います。

重要な部門であるにも関わらず少人数で回しているのが現状で、省庁として人員拡充すべき分野だと思います。

統計の二次利用の運営していただきありがとうございます。研究期間(多くは1-2年)が設定されて調査票情報を受けますが、研究は実際には研究期間を越えて分析や論文執筆が必要な場合が多く、一度の申請で3-5年くらい調査票情報が利用可能な運用にしてくださいと助かります。

貴省で実施されている調査データはきわめて重要な意味があります。専門家と積極的な連携を進め、公共的な財産である個票データの積極的な利用を促進することで、日本におけるエビデンスベース研究の発展に寄与するものです。ぜひ、積極的な方向での検討をおすすめください。

出生児縦断調査をよく利用させていただいており、大変ありがたく思っております。出生児調査を用いた論文リストを作成しておりますので、もし必要でしたらお知らせください。厚労省のHPでリストを公開するとよいのではと思います。貴重なデータがいかに有効活用されているのかをアピールすると良いのではと日々感じております。

学術目的の研究者の利用については、利用申請の簡素化を徹底し、広く学習・研究させ、公表や発表には明確な規制を設けて、閲覧や検討は自由に。多くの研究者がデータの閲覧、利用が容易に行えることで、様々なアイデアが出てくることが期待できるので。ただし、データ漏洩や目的外利用、不適切な公表に対し、明確なルールを設け、違反者に研究者としての利用権利を剥奪するなど厳罰とする。

第一に、調査票情報の利用の際に、使用する変数や分析手法を詳しく説明し、厚生労働省でご審査いただくという現在の方法は、申請者にとっても審査担当者の方にとっても負担が非常に大きく、審査期間の長さにつながっていると思います。これらが不正利用防止や個人情報保護にどの程度有効なのか、疑問に思います。申請者が研究の大枠を説明し、調査年度を指定すれば、使用する変数を細かく指定せずにデータ全体を使用できるようにしていただけないでしょうか。第二に、査読誌の審査で分析の変更や追加が必要になることを考え、調査票情報の利用期間を科研期間終了後数年間に延長していただけないでしょうか。第三に、以前、全国母子世帯等実態調査の調査票情報利用の可否を厚生労働省にお尋ねしたところ、すでにデータを破棄したとのお答えでした。データに何らかの問題があったのか、個人情報保護のためだったのか、理由はわかりませんが、せっかく収集したデータは、可能な限り利用させていただきたいと存じます。

《全国母子世帯等実態調査の調査票情報利用については担当に確認しましたが、データはあり、対応可です。調査票自体は廃棄されますが、登録された調査票情報のデータは基本破棄しません。》

調査情報の二次利用に関しては大変お世話になっております。データ申請の手続きから実際のデータ提供に至るまでを、厚生労働省本体の部署のスタッフが本務と並行して行っていることに大変恐縮しています。データ提供については厚生労働省の担当する業務とは異なる性格を持つものであり、厚労省からの調査票情報の加工や提供を行う独立した受託機関があれば、本務を妨げることなく、厚労省が持つ価値のあるデータの積極的な活用の両立が可能になるのではないかと思います。予算を要することですのでことはそんなに簡単ではないと思いますが・・・。

これまで二次利用を促進して頂き、ありがとうございます。欧米等の研究水準に合わせるためにも、正確かつ規模の大きな統計データの整備は必要不可欠ですので、今後も利用可能なデータを拡充頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。

過去の個票データを出来るだけ遡って提供することもご検討して頂けると幸いです。

- ・二次利用を認めていただくことで、多くの研究を行うことができますので、このような制度の整備に感謝します。
- ・基本的に目的外で調査票情報を利用するので、手続きが煩雑になることは我慢ができますが、申請の問い合わせをしても担当者が一切返信をしないという点は我慢ができません。こちらも固定的な研究期間の中で成果を出すべく努力していますが、相談や申請を無視されることによって数か月もの時間が無駄になっていることを分かってほしいです。
- ・ルールの中で対応していることはわかりますが、欠けている書類の内容を実質的に証明できる代替的な提示方法を示したりすることは可能であると思われます（科研費の申請もオンラインで行っているのです）。

【その他】

調査票情報を二次利用させていただいていますが、日本の産科臨床の改善に役立っていると考えています。

当協会では例年年度末に個票データの継続利用手続きをさせていただき、解析に供しております。しかしながら今後はコロナウイルス対応としてのテレワーク実施等により、様々な業務が滞る可能性が考えられ、継続利用手続きをスムーズに行うことが困難となることも考えられます。そういったことがないよう手続きを進める所存ですが、万一そのような事態になった際には御配慮をお願いできれば幸甚に存じます。

匿名ではなく記名でアンケートを回収する必要性がわからない。

新型コロナウイルスに係る対応等、誠にご苦勞様でございます。一日もはやくコロナ禍が収束し、皆様の業務が平常に戻ることを祈願いたします。

いつもお世話になっております。ありがとうございます。

「特にありません。」、「これまで回答した以外には、特にございません。」、「特にありません」、「その他は特にございません」、「特になし」（計6件）